

## 大学設置等に関する事務担当者説明会

1. 日時: 平成22年3月3日 水曜日 13時半から16時半
2. 場所: メルパルク東京
3. 配付資料
  - 資料1 大学設置認可審査制度等に関する近年の主な改正と留意点
  - 資料2 学部等の届出設置のポイント
  - 資料3 「設置計画履行状況等調査（AC:アフターケア）」について
  - 資料4 設置認可申請における留意点
  - 資料5 寄附行為変更認可申請書類作成上の留意点

# 大学設置認可審査制度等に関する 近年の主な改正と留意点

1. 大学設置基準、短大設置基準の改正（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制について）
  
2. 近年の大学設置認可審査制度に関する改正
  - ①早期判定制度について（平成20年、平成21年）
  - ②公正な設置認可審査の実施について  
（ペナルティ制度について）（平成18年）
  - ③面接・実地審査の実施について（平成21年）
  
3. 私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）
  
4. 設置認可申請書類等の大学設置室HPへの掲載について

## 1. 大学設置基準、短大設置基準の改正

### 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制について

#### 改正の趣旨

現在の厳しい雇用情勢や、学生の資質能力に対する社会からの要請、学生の多様化に伴う卒業後の職業生活等への移行支援の必要性等を踏まえ、生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指し、大学は、教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組むこと、また、そのための体制を整えることが必要である。

#### 設置の趣旨等を記載した書類（手引き3（16））

##### 二 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

##### 【大学設置基準第42条の2、短期大学設置基準第35条の2】

○大学及び学部等の教育上の目的に応じた社会的・職業的自立に関する指導等及び体制に関する取組について、以下の点に留意しつつ、具体的に説明してください。

##### ・（教育課程内の取組について）

教育課程を通じて、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための具体的な取組内容について説明してください。その際、社会的・職業的自立に関する指導等を教育課程の全体を通じてどのように行っていくのかを示した資料や、関係する授業のシラバスや一覧等を必要に応じて添付してください。

##### ・（教育課程外の取組について）

厚生補導を通じて、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための具体的な取組内容について説明してください。その際、教育課程外の取組の具体的な内容が示された資料等を必要に応じて添付してください。

##### ・（適切な体制の整備について）

社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成に向けて、教育課程内外にわたる社会的・職業的自立に関する指導等の実施に向けた体制を整備すること、学内の関係組織の有機的・緊密な連携を図ることについて具体的に説明してください。その際、当該体制について分かりやすく示した図や規程等を必要に応じて添付してください。

## 2. 近年の大学設置認可審査制度に関する改正

### ① 早期判定制度について（平成20年、平成21年）

#### 1. 【早期認可】

全体計画審査又は第一次専門審査の結果、設置認可申請書に対して審査意見が付されず、かつ、教員個人調書に係る認可申請書の補正の必要がない場合、10月末を待たずに早期に「可」と判定する。

#### 2. 【早期不認可】（いわゆるレッドカード）■

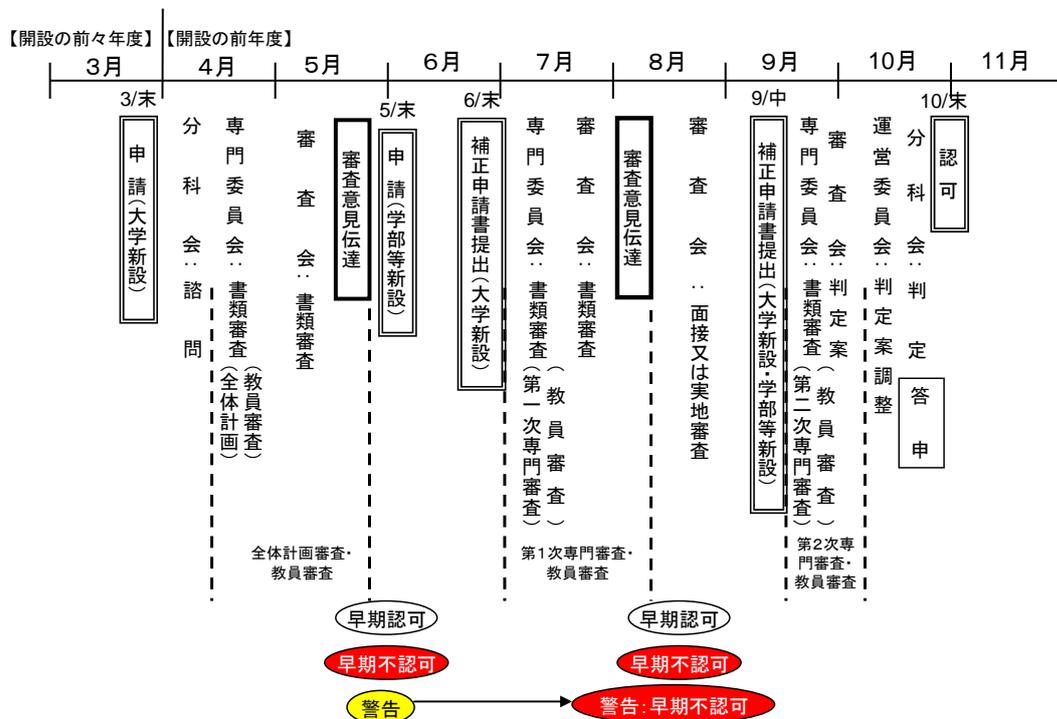
全体計画審査又は第一次専門審査の結果、①設置申請の根幹に係る是正意見が付され、若しくは②設置計画全般に多数の是正意見が付され、審査を継続しても「不可」となる蓋然性が高いと認められる場合、10月末を待たずに早期に「不可」と判定する。

#### 【早期不認可】（いわゆる警告2回によるレッドカード）■ ■

全体計画審査又は第一次専門審査の結果、いずれにおいても警告（申請内容を抜本的に見直す必要があると判断したもの）が付された場合、10月末を待たずに早期に「不可」と判定する。

※ 大学設置認可段階における高等教育の質の担保のため、過度に準備不足の設置認可申請については、早期に「不可」の判定を出すことにより、申請者に対し、改めて十分な準備をしよう求めるとともに、審査の負担の軽減を図る。

（参考）一般的な審査スケジュール



## ②公正な設置認可審査の実施について（ペナルティ制度について）（平成18年）

### 1. 設置認可をしない場合

○認可の申請又は届出において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間を経過していない者

○設置計画の履行の状況が著しく不相当と認められる大学等を設置する者

○大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）

第二条 文部科学大臣は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校（以下この条において「大学等」という。）に関する法第四条第一項の認可の申請を審査する場合において、認可申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可をしないものとする。

一 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請又は同条第二項の届出において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間を経過していない者

二 （略）

三 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第十三条に規定する設置計画の履行の状況が著しく不相当と認められる大学等を設置する者

### 2. 認可の申請又は届出において、偽りその他不正の行為があった者

○文部科学省への提出書類（大学の設置認可申請書、届出書、審査過程で提出された書類）の虚偽記載又は重要な事実の記載の欠如。

○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の運用（平成18年4月18日通知）

第2条第1号（認可申請書又は届出書類における不正）の運用方針

#### ① 「偽りその他不正の行為があった者」について

過去の認可申請（認可、不認可、申請の取り下げの別は問わない）又は届出において、虚偽の記載や不正な働きかけがあった者が対象となる。典型的な類型は以下のとおりである。

i) 文部科学省への提出書類（大学の設置認可申請書、届出書、審査過程で提出された書類）の虚偽記載又は重要な事実の記載の欠如

（例）教員の業績等の水増し、実施予定のない取組の記載、架空の寄付金の計上

ii) 面接審査・実地審査時における不正の行為

（例）虚偽・重大な事実を欠く陳述、校舎・設備等の偽装、広報資料における申請書類と著しく整合性を欠く内容の記載

iii) その他

（例）法令に抵触又はその疑義がある事実の隠蔽、学内手続に係る不正

### 3. 設置計画の履行の状況が著しく不適当と認められる場合

○教員組織の整備状況、授業科目の開設状況、校舎等の施設及び設備の整備状況について履行の状況が著しく不適当と認められる場合。

○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の運用（平成18年4月18日通知）

第2条第3号（設置計画の履行の状況が著しく不適当と認められる場合）の運用方針

#### ② 「履行の状況が著しく不適当と認められる」場合について

・・・「履行の状況が著しく不適当と認められる」典型的な類型としては、以下のとおりである。これらを目安として、大学設置・学校法人審議会の専門的な意見を踏まえ、「著しく不適当」か否かを判定する。

##### i) 教員組織の整備状況

- ・ 教員の未就任等により、当該年度において段階整備の告示に定める「教員数に占める割合」を充足しない場合
- ・ 教員の未就任等が相当数に上り、主要授業科目の多数を兼任教員が担当する等、教育課程の円滑な実施に支障が生ずると認められる場合

##### ii) 授業科目の開設状況

以下のような事由により、教育課程の体系的な履修に支障が生じていると認められる場合

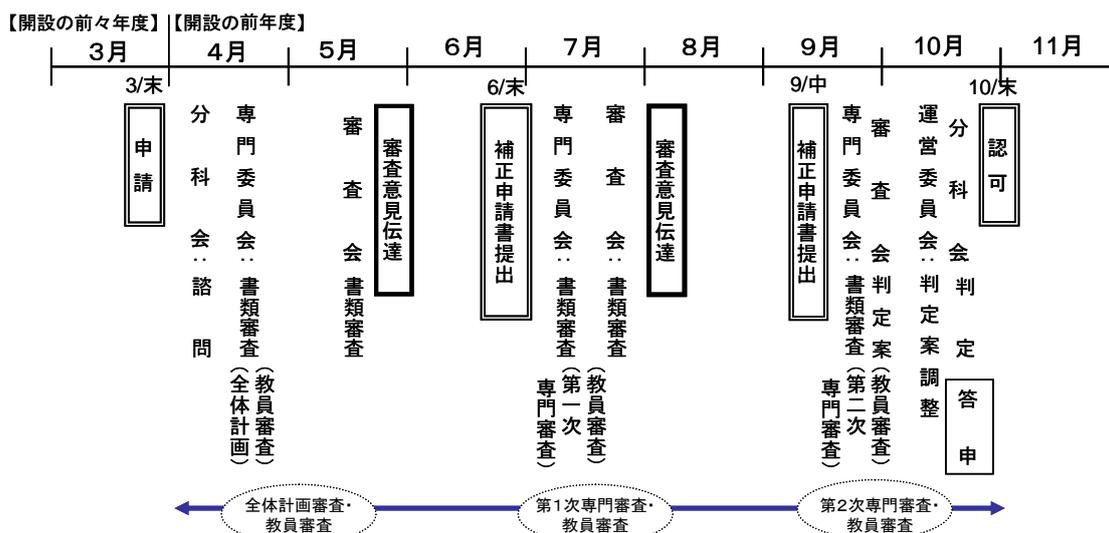
- ・ 授業科目の配当年次の大幅な変更
- ・ 多数の授業科目内容の変更
- ・ 主要授業科目の未開講

##### iii) 校舎等の施設及び設備の整備状況

- ・ 整備計画の遅延により、段階整備の告示に定める「校舎等に占める割合」を充足しない場合
- ・ 開設する授業科目に必要な教室（講義室、演習室、実験・実習室等）が備わっていない等、教育研究活動の円滑な実施に重大な支障が生ずると認められる場合

### ③面接・実地審査の実施について（平成21年）

全ての審査の過程において、必要に応じて面接又は実地審査を可能とした。



### 3. 私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）

#### ①対象となる届出 **留意点**

本通知の対象となる届出かどうかについては、次ページを参照してください。

#### ②送付の際の留意点 **留意点**

封筒の表面に内容と項目番号を記載してください。

##### 例) 位置の変更（2ウ）、学則変更の届出（5ア）

特に、公立大学が5ア（公立大学の学部の学科の設置に伴うもの）、5エ（公立大学の学部の学科等の収容定員の変更に伴うもの）の手続きをする場合、公私立大学が5オ（大学院の研究科の専攻の収容定員の変更に伴うもの）、5カ（学部の学科等の廃止に伴うもの）の手続きをする場合には、赤字等で目立つように記載をお願いいたします。

#### ③位置の変更 **改正点** **留意点**

記入箇所を明確化しました。

※ 位置の変更に伴い、新たに校地・校舎等を取得する場合には、「4 校地・校舎等の変更等の届出」の提出が必要です。

#### ④校地・校舎等の変更等の届出 **改正点**

新様式に変更しました。

#### ⑤専攻科・別科の届出 **改正点**

専攻科又は別科の設置期限までに課程認定がなされない場合の手続きの特例を設けました。

#### ⑥学則変更の届出 **留意点**

- ・①と同様、次ページの表を確認の上、提出してください。
- ・「キ 上記・・・以外の学教法施行規則第4条第1項各号に掲げるものに係る学則変更」とは、カリキュラム変更等の軽微な学則変更のことを指します。

#### ⑦学生募集停止の報告 **留意点**

- ・学生募集停止の決定後、速やかに提出してください。
- ・収容定員変更の学則変更の手続きも忘れずに行ってください。

**今年度版から手引きに解説を掲載しましたので、参照してください。**

## ○ 大学設置等に係る提出書類の索引

「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」に基づく提出書類

・・・・・・・・A

「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）」に基づく提出書類

・・・・・・・・B

	手 続 き の 種 類	参照頁
設 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学，短期大学，大学院大学，高等専門学校<sup>1</sup>の設置</li> </ul>	A
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学の学部の設置</li> <li>・ 私立大学の学部の学科の設置</li> <li>・ 大学の大学院の設置</li> <li>・ 大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置，研究科の専攻に係る課程の変更</li> <li>・ 通信教育の開設</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立大学の学部の学科の設置</li> <li>・ 短期大学の学科の専攻課程の設置</li> <li>・ 大学等の専攻科，大学及び短期大学の別科の設置</li> </ul>	B
収 容 定 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立大学，公立短期大学，公立高等専門学校<sup>1</sup>の収容定員変更</li> <li>・ 大学院の収容定員変更</li> <li>・ 大学等の専攻科，大学及び短期大学の別科の収容定員変更</li> </ul>	B
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私立大学，私立短期大学，私立高等専門学校<sup>1</sup>の収容定員変更</li> </ul>	A
廃 止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学，短期大学，大学院大学，高等専門学校<sup>1</sup>の廃止</li> <li>・ 大学の学部，短期大学の学科，大学院の研究科の廃止</li> </ul>	A
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学の学部の学科，短期大学の学科の専攻課程，高等専門学校<sup>1</sup>の学科の廃止</li> <li>・ 大学院の研究科の専攻の廃止</li> <li>・ 大学及び短期大学の通信教育課程の廃止</li> </ul>	B
	設置者変更	A
	その他の学則変更	B

注) 上記の「収容定員変更」には、収容定員増も含む。

## 4. 設置認可申請書類等の大学設置室HPへの掲載について

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則が平成21年2月(同年3月施行)に改正され、学生等の消費者保護を図るとともにより透明な設置認行政を実現するという観点から、**大学の設置認可等の際における情報公開の対象の拡大**が図られた。

○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第十二号)  
(認可等の公表)

第12条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可(次条及び第十四条において単に「認可」という。)をした場合又は届出があった場合には、速やかに、その旨、名称、位置、**当該認可の申請又は届出の際に提出された基本計画書(別記様式第二号)、校地校舎等の図面、学則、大学の設置等の趣旨等(大学等の設置者の変更にあつては、変更の事由及び時期)を記載した書類及び教員名簿(別記様式第三号。年齢及び月額基本給を除く。)**並びに次条に規定する事項その他必要な事項(大学等の廃止の認可をした場合又は届出があった場合にあっては、その旨、名称、位置及び次条に規定する事項その他必要な事項)をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

### ○大学設置室ホームページ

<http://www.dsecchi.mext.go.jp>

The screenshot shows the website for the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT), specifically the page for university establishment applications. The page is in Japanese and features a navigation menu with 'HOME', 'DOCUMENT', 'SYSTEM', and 'FAQ'. The main content area is titled '大学の設置認可申請書類、届出書類を公開' (Disclosure of University Establishment Application Documents and Submission Documents). It contains a notice about the revision of rules in February 2009 and a list of recent updates, including the disclosure of application documents and submission documents for various categories like new universities, departmental changes, and capacity increases. A 'What's New' section lists dates from July to November 2009. At the bottom, there is a 'FAQ' section with the question 'このホームページで公開される内容とは?' (What content is published on this homepage?).

1 公表の対象区分 **留意点**

- ①大学又は高等専門学校を設置
- ②大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科の設置
- ③大学の大学院の設置、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
- ④高等専門学校の学科の設置
- ⑤大学における通信教育の開設
- ⑥私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更
- ⑦大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、大学の大学院若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科の設置者の変更
- ⑧大学の学部、大学の大学院、大学院の研究科又は短期大学の学科の廃止

2 電子ファイルの種類 **留意点**

- 1 基本計画書（別記様式第2号）
  - ①基本計画書
  - ②教育課程等の概要
  - ③授業科目の概要
- 2 校地校舎等の図面
- 3 学則
- 4 大学の設置等の趣旨等を記載した書類（設置者の変更にあつては、変更の事由及び時期を記載した書類）
- 5 教員名簿（別記様式第3号）
  - ①学長の氏名等
  - ②教員の氏名等
  - ③専任教員の年齢構成・学位保有状況

3 電子ファイルの送付先 **留意点**

100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育企画課大学設置室情報公開・HP担当 宛

4月設置届出ファイル 在中  
(6月収容定員変更ファイル 在中)  
(10月設置認可ファイル 在中)

#### 4 ファイルの名称 **改正点**

- ① **大学名**（同時期に複数の学部等が認可された場合又は届出をした場合には、学部等まで記入すること。）、
- ② **認可又は届出の別**（年月、認可(n)又は届出(t)+学部等の設置（課程の変更や通信教育の開設を含む。）(secchi)、收容定員に係る学則の変更(syutei)、設置者変更(secchisya)、廃止(haishi) 例：10年10月設置認可の場合(1010nsecchi)、10年4月届出設置の場合(1004tsecchi)、10年6月收容定員認可の場合(1006nsyutei))、
- ③ **各提出書類名**（容量が2MBより大きく、分割が必要な場合には、最初のファイルから順番に1、2・・・と付すること。（例 kihon1、kihon2））  
を下ハイフン( \_ )でつなぐこと。

ファイル名については、**全て半角英数字に限ること。**

例) ① 文部大学（法学部）、10月設置認可、基本計画書の場合

monbu\_1010nsecchi\_kihon.pdf

② 科学大学理学部、工学部、届出設置（4月）、学則の場合

kagaku\_rigaku\_1004tsecchi\_gakusoku.pdf

kagaku\_kogaku\_1004tsecchi\_gakusoku.pdf

③ 科学大学、收容定員増の学則変更（6月認可）、趣旨等を記載した書類の場合

kagaku\_1006nsyutei\_syushi.pdf

④ 文部大学、收容定員に係る学則変更（9月届出）、基本計画書

monbu\_1009tsyutei\_kihon.pdf

#### 5 実習先の承諾書について **改正点** **留意点**

実習先の承諾書については、各承諾書に代えて承諾書の内容が一覧できる表に差し替えて提出してください。（申請時に当該内容を含んだ一覧表を作成していれば、その一覧表のみで構いません。）

#### 6 教員名簿 **留意点**

年齢及び月額基本給の欄については、各教員の年齢、月額基本給欄の数字を削除し、空欄としてください。その他の部分については、変更しないでください。

# 学部等の届出設置のポイント

平成 22 年 3 月  
文部科学省大学設置室

新たに学部等を設置するにあたり、学問分野を大きく変更しないものは認可を要せず文部科学大臣にあらかじめ届け出ることで設置することができます。

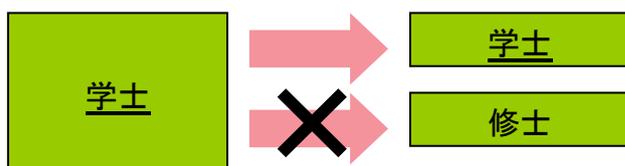
(学校教育法第 4 条第 2 項, 同法施行令第 23 条第 2)

届出による学部等の設置は、学問体系が確立した 17 の分野のうち、学位の種類・分野に変更がない場合に届出による設置が可能です。

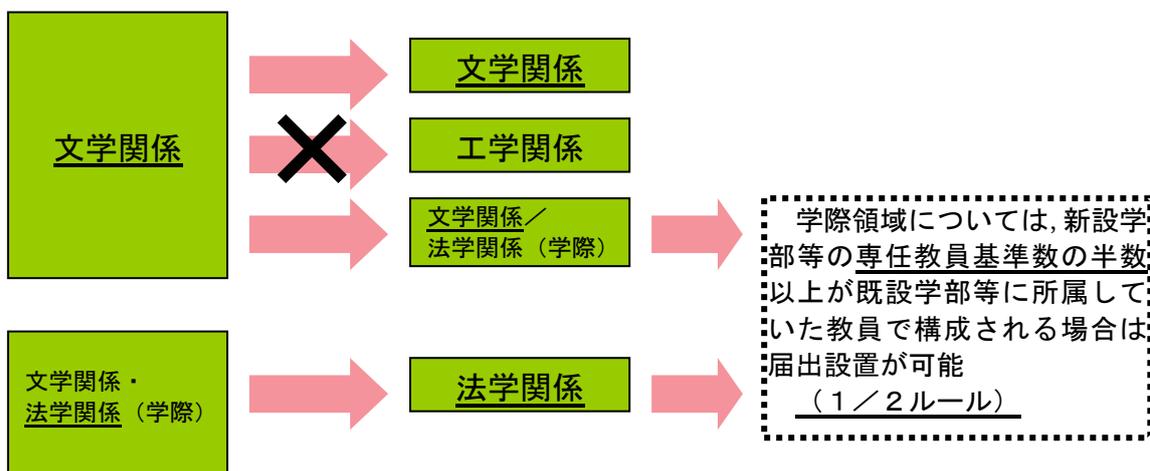
また、学位の分野が学際融合分野に係る学部等の設置も、一定条件のもとに届出による設置が可能です。(学位の種類及び分野の変更等に関する基準(文部科学省告示第 39 号))

届出後の事務処理については、別紙 1 を参照してください。

## 1. 学位の種類に変更がないとは



## 2. 学位の分野に変更がないとは



## 3. 設置計画の十分な検討

学部等の設置計画は、認可や届出といった設置手続きに関わらず「社会に対する「約束」」です。新しい学部等を設置される場合は、教育課程、教員組織、施設・設備等の計画について、学内で十分に検討し確定した内容で届出をしてください。

## 4. 手続き等の留意点

### Point 1 運営委員会への事前相談

既設・新設学部等の学位の分野は、人材養成目的、教育課程、教員組織の編成内容等から適切に判断してください。学位の分野の判断が困難な場合は、大学設置分科会運営委員会の事前相談で確認することができます。

(大学や学部等の名称を変更される場合は、当該案件の「学校教育法施行規則第2条」に係る届出の該当の適否のほか、「大学設置基準第40条の4」(大学等の名称)等に定める要件等の適否に係る専門的判断が必要であることから、名称変更を行う場合は運営委員会への事前相談を行うようにしてください。)

事前相談を希望される場合は、関係資料を以下の受付期間に大学設置室まで送付してください。

(ただし、名称変更に係る事前相談については、短期大学は大学振興課短期大学係、高等専門学校は専門教育課高等専門学校係まで送付してください。)

記入上の留意点については、別紙2～6を参照してください。

※「認可又は届出」・・・別紙2, 3

「名称変更」・・・別紙4, 5, 6

	受付期間	開催予定日
1	平成22年 2月 1日(月) ～ 2月 5日(金)	平成22年 3月24日(水)
2	平成22年 4月26日(月) ～ 5月 6日(木)	平成22年 6月16日(水)
3	平成22年 7月 5日(月) ～ 7月 9日(金)	平成22年 8月20日(金)
4	平成22年10月25日(月) ～ 10月29日(金)	平成22年12月17日(金)
5	平成22年11月22日(月) ～ 11月29日(月)	平成23年 1月28日(金)
6	平成23年 1月31日(月) ～ 2月 4日(金)	平成23年 3月23日(水)

### Point 2 設置計画の確実な履行

届出による設置であっても、校地、校舎、専任教員基準等の法令を遵守することはもとより、設置計画を確実に履行しなければなりません。

届出により設置した学部等へのアフターケアについては、平成21年度より、平成18年度以降届出設置(19年度開設)された、全ての学部等を対象に実施しており、調査の結果、留意事項を付すことになった場合には、設置認可後のアフターケア同様に公表しています。

平成22年度以降も同様にアフターケアにより履行状況を確認しますので、十分にご留意ください。

### Point 3 情報公開

昨年2月に手続規則を改正し、平成21年度より、届出による設置の場合においても、従来、公表している大学の学部等の名称や位置などの事項に加え、新たに届出設置の際の添付資料である、「基本計画書(カリキュラム、教員数等を含む)」、「校地校舎等の図面」、「学則」、「設置の趣旨等を記載した書類」及び「教員名簿(年齢及び月額基本給を除く)」についても本省ホームページで公表しています。

平成22年度以降も同様に公表しますので、十分にご留意ください。

#### Point 4 広報活動

広報活動は計画の構想段階であっても、大学の責任において実施することは差し支えありませんが、「構想中」であることを明示することはもとより、未確定な内容や紛らわしい表現などがないよう適切に行ってください。

#### Point 5 学生募集活動

設置計画が法令に適合しない場合、法令に基づく措置命令を行うため、学生保護の観点から、学生募集活動は、原則として、届出後60日以降に行うようにしてください。

運営委員会の事前相談で届出による設置が可能と判断されたものは、大学の責任において届出後の学生募集を可能としていますが、届出された設置計画が法令に適合しない場合は、措置命令を行うことがあることに留意してください。

広報活動、学生募集活動については、別紙7を参照してください。

#### Point 6 その他の留意点

① 基本計画書（様式2号(その1)）の「同一設置者内における変更状況」欄に、学内の定員変更内容を記載することにより、収容定員変更（大学全体の収容定員が増となる場合を除く）に係る学則届の省略が可能

※届出による学部等の設置に伴い、大学全体の収容定員増の認可申請を伴う場合も当該欄に記載が必要

② 既設学部等や大学全体の専任教員基準数の遵守（人数、教授数）

### 5. 設置届出書の受付期間

学部等を届出により設置する場合は、以下の期間内に届出を行ってください。当該届出設置が収容定員増の認可を要する場合は、3月末に収容定員増の認可申請を行うものは4月の受付期間、6月末に収容定員増の認可申請を行うものは6月の受付期間に届出を行ってください。

※平成22年度届出より、認可申請同様に、「設置認可等に関わる組織の移行表」（別紙8）を添付することとしていますのでご留意願います。

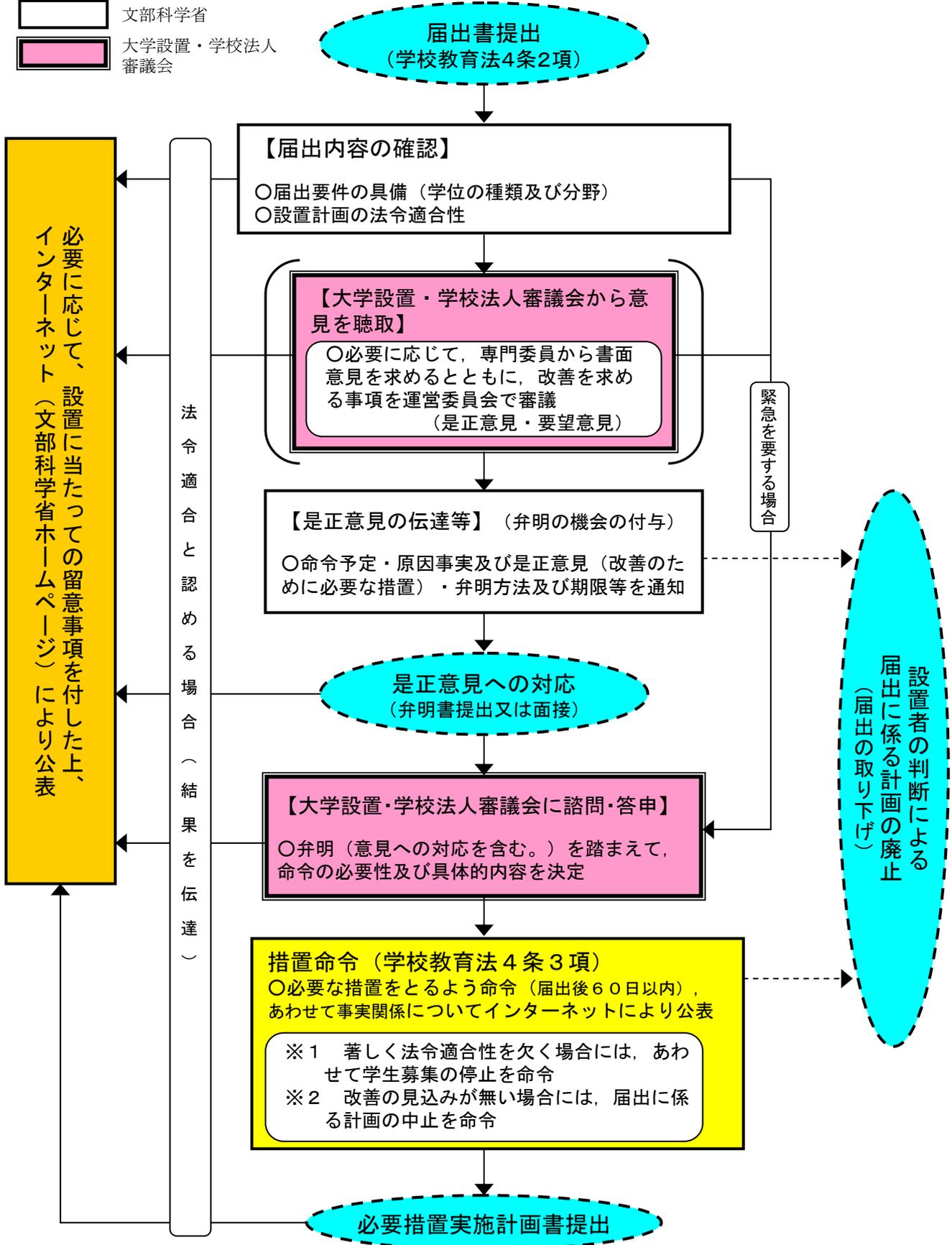
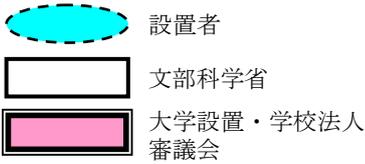
	受付期間			収容定員の認可申請
1	平成22年 4月23日(金)	～	4月30日(金)	3月末申請は4月に届出
2	平成22年 5月24日(月)	～	5月28日(金)	
3	平成22年 6月24日(木)	～	6月30日(水)	6月末申請は6月に届出
4	平成22年 7月26日(月)	～	7月30日(金)	
5	平成22年 9月27日(月)	～	10月 1日(金)	
6	平成22年11月24日(水)	～	11月30日(火)	
7	平成22年12月17日(金)	～	12月24日(金)	

### 6. 届出内容の公表

届出のあった内容が届出要件を具備しているか法令適合性等を確認し、原則として受付後60日程で文部科学省ホームページにおいて公表します。

# 届出後の事務処理の流れ

別紙 1



設置計画の概要

事項	記入欄																																																																																																																																																																																																																
事前相談事項	認可又は届出																																																																																																																																																																																																																
計画の区分	学部設置																																																																																																																																																																																																																
フリガナ設置者	ガッコウホウジン トラムノガクエン 学校法人 虎ノ門学園																																																																																																																																																																																																																
フリガナ大学の名称	トラノモンダイガク 虎ノ門大学 (The University of Toranomon)																																																																																																																																																																																																																
新設学部等において養成する人材像	① ..... ② ..... ③ .....																																																																																																																																																																																																																
既設学部等において養成する人材像	① ..... ② ..... ③ .....																																																																																																																																																																																																																
新設学部等において取得可能な資格	<p>【国際関係学部 国際文化学科】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学・高校教員1種 (国語, 社会)</li> <li>① 国家資格, ② 資格取得可能</li> <li>③ 卒業要件単位に含まれる科目のほか, 教職関連科目の履修が必要</li> </ul> <p>・ 図書館司書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国家資格, ② 資格取得可能</li> <li>③ 卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得可能だが, 資格取得が卒業の必須条件ではない。</li> </ul> <p>【国際関係学部 国際開発学科】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学・高校教員1種 (国語, 社会)</li> <li>① 国家資格, ② 資格取得可能</li> <li>③ 卒業要件単位に含まれる科目のほか, 教職関連科目の履修が必要</li> </ul>																																																																																																																																																																																																																
既設学部等において取得可能な資格	※ 上記「新設学部等」の欄と同様に記載してください。																																																																																																																																																																																																																
新設学部等の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">新設学部等の名称</th> <th rowspan="2">修業年限</th> <th rowspan="2">入学定員</th> <th rowspan="2">編入学定員</th> <th rowspan="2">収容定員</th> <th colspan="2">授与する学位等</th> <th rowspan="2">開設時期</th> <th colspan="3">専任教員</th> </tr> <tr> <th>学位又は称号</th> <th>学位又は学科の分野</th> <th>異動元</th> <th>助教以上</th> <th>うち教授</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国際関係学部</td> <td rowspan="2">国際文化学科</td> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">80</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">320</td> <td rowspan="2">学士 (国際文化学)</td> <td rowspan="2">文学関係 社会学・社会福祉学関係</td> <td rowspan="2">平成23年4月</td> <td>文学部歴史文化学科</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>文学部言語学科</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>法学部法律学科</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国際関係学部</td> <td rowspan="2">国際開発学科</td> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">120</td> <td rowspan="2">3年次10</td> <td rowspan="2">480</td> <td rowspan="2">学士 (国際開発学)</td> <td rowspan="2">文学関係 経済学関係</td> <td rowspan="2">平成23年4月</td> <td>文学部歴史文化学科</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>文学部言語学科</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>経済学部経済学科</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>新規採用</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設時期	専任教員			学位又は称号	学位又は学科の分野	異動元	助教以上	うち教授	国際関係学部	国際文化学科	4	80	-	320	学士 (国際文化学)	文学関係 社会学・社会福祉学関係	平成23年4月	文学部歴史文化学科	5	3	文学部言語学科	4	2										法学部法律学科	1	1										計	10	6	国際関係学部	国際開発学科	4	120	3年次10	480	学士 (国際開発学)	文学関係 経済学関係	平成23年4月	文学部歴史文化学科	2	1	文学部言語学科	3	1										経済学部経済学科	3	3										新規採用	2	1										計	10	6																							0	0										計	0	0																																																																		
	新設学部等の名称						修業年限	入学定員		編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設時期	専任教員																																																																																																																																																																																																		
学位又は称号		学位又は学科の分野	異動元	助教以上	うち教授																																																																																																																																																																																																												
国際関係学部	国際文化学科	4	80	-	320	学士 (国際文化学)	文学関係 社会学・社会福祉学関係	平成23年4月	文学部歴史文化学科	5	3																																																																																																																																																																																																						
									文学部言語学科	4	2																																																																																																																																																																																																						
									法学部法律学科	1	1																																																																																																																																																																																																						
									計	10	6																																																																																																																																																																																																						
国際関係学部	国際開発学科	4	120	3年次10	480	学士 (国際開発学)	文学関係 経済学関係	平成23年4月	文学部歴史文化学科	2	1																																																																																																																																																																																																						
									文学部言語学科	3	1																																																																																																																																																																																																						
									経済学部経済学科	3	3																																																																																																																																																																																																						
									新規採用	2	1																																																																																																																																																																																																						
									計	10	6																																																																																																																																																																																																						
										0	0																																																																																																																																																																																																						
									計	0	0																																																																																																																																																																																																						
既設学部等の概要 (現在の状況)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">既設学部等の名称</th> <th rowspan="2">修業年限</th> <th rowspan="2">入学定員</th> <th rowspan="2">編入学定員</th> <th rowspan="2">収容定員</th> <th colspan="2">授与する学位等</th> <th rowspan="2">開設時期</th> <th colspan="3">専任教員</th> </tr> <tr> <th>学位又は称号</th> <th>学位又は学科の分野</th> <th>異動先</th> <th>助教以上</th> <th>うち教授</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">文学部 (廃止)</td> <td rowspan="2">歴史文化学科</td> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">60</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">240</td> <td rowspan="2">学士 (文学)</td> <td rowspan="2">文学関係</td> <td rowspan="2">昭和40年4月</td> <td>国際関係学部国際文化学科</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>国際関係学部国際開発学科</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>その他</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>退職</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法学部</td> <td rowspan="2">法学関係</td> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">120</td> <td rowspan="2">3年次10</td> <td rowspan="2">500</td> <td rowspan="2">学士 (文学)</td> <td rowspan="2">文学関係</td> <td rowspan="2">平成2年4月</td> <td>国際関係学部国際文化学科</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>国際関係学部国際開発学科</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>その他</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>退職</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>9</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">経済学部</td> <td rowspan="2">経済学関係</td> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">120</td> <td rowspan="2">3年次10</td> <td rowspan="2">500</td> <td rowspan="2">学士 (経済学)</td> <td rowspan="2">経済学関係</td> <td rowspan="2">昭和40年4月</td> <td>国際関係学部国際文化学科</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>法学部法律学科</td> <td>15</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>新規採用</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>退職</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>18</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">経済学部</td> <td rowspan="2">経済学関係</td> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">120</td> <td rowspan="2">3年次10</td> <td rowspan="2">500</td> <td rowspan="2">学士 (経済学)</td> <td rowspan="2">経済学関係</td> <td rowspan="2">昭和45年4月</td> <td>国際関係学部国際開発学科</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>経済学部経済学科</td> <td>13</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>新規採用</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>17</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	既設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設時期	専任教員			学位又は称号	学位又は学科の分野	異動先	助教以上	うち教授	文学部 (廃止)	歴史文化学科	4	60	-	240	学士 (文学)	文学関係	昭和40年4月	国際関係学部国際文化学科	5	3	国際関係学部国際開発学科	2	1										その他	1	1										退職	1	1										計	9	6	法学部	法学関係	4	120	3年次10	500	学士 (文学)	文学関係	平成2年4月	国際関係学部国際文化学科	4	2	国際関係学部国際開発学科	3	1										その他	1	1										退職	1	1										計	9	5	経済学部	経済学関係	4	120	3年次10	500	学士 (経済学)	経済学関係	昭和40年4月	国際関係学部国際文化学科	1	1	法学部法律学科	15	6										新規採用	1	1										退職	1	1										計	18	9	経済学部	経済学関係	4	120	3年次10	500	学士 (経済学)	経済学関係	昭和45年4月	国際関係学部国際開発学科	3	3	経済学部経済学科	13	6										新規採用	1	1										計	17	10
既設学部等の名称	修業年限						入学定員	編入学定員		収容定員	授与する学位等		開設時期	専任教員																																																																																																																																																																																																			
		学位又は称号	学位又は学科の分野	異動先	助教以上	うち教授																																																																																																																																																																																																											
文学部 (廃止)	歴史文化学科	4	60	-	240	学士 (文学)	文学関係	昭和40年4月	国際関係学部国際文化学科	5	3																																																																																																																																																																																																						
									国際関係学部国際開発学科	2	1																																																																																																																																																																																																						
									その他	1	1																																																																																																																																																																																																						
									退職	1	1																																																																																																																																																																																																						
									計	9	6																																																																																																																																																																																																						
法学部	法学関係	4	120	3年次10	500	学士 (文学)	文学関係	平成2年4月	国際関係学部国際文化学科	4	2																																																																																																																																																																																																						
									国際関係学部国際開発学科	3	1																																																																																																																																																																																																						
									その他	1	1																																																																																																																																																																																																						
									退職	1	1																																																																																																																																																																																																						
									計	9	5																																																																																																																																																																																																						
経済学部	経済学関係	4	120	3年次10	500	学士 (経済学)	経済学関係	昭和40年4月	国際関係学部国際文化学科	1	1																																																																																																																																																																																																						
									法学部法律学科	15	6																																																																																																																																																																																																						
									新規採用	1	1																																																																																																																																																																																																						
									退職	1	1																																																																																																																																																																																																						
									計	18	9																																																																																																																																																																																																						
経済学部	経済学関係	4	120	3年次10	500	学士 (経済学)	経済学関係	昭和45年4月	国際関係学部国際開発学科	3	3																																																																																																																																																																																																						
									経済学部経済学科	13	6																																																																																																																																																																																																						
									新規採用	1	1																																																																																																																																																																																																						
									計	17	10																																																																																																																																																																																																						
【備考欄】	<p>平成22年6月 収容定員に係る学則変更の認可申請予定</p> <p>新設学部等の学年進行終了時における所属先の学部等名・人数を記載してください。</p>																																																																																																																																																																																																																

「設置する学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等のうち、新設学部等の基礎となる学部等」について記載してください。

新設学部等のみ記載してください。既設学部等は下段に記載してください。

専任教員数は、新設学部等の学年進行終了時における人数を記載してください。「既設学部等の概要」の人数に対応している必要があります。

新設学部等の設置届出時における既設学部等の状況を記載してください。募集停止される場合は、(廃止)と記載してください。

設置手続に係る専門的判断を要する確認事項(例:学位の英文表記や教育課程の構成等)がある場合は、備考欄に記載してください。※収容定員に係る学則変更の認可申請を予定している場合は、その旨記載してください。

新設学部等の学年進行終了時における所属先の学部等名・人数を記載してください。

教育課程等の概要 (事前相談)

(法学部法学科)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
専門基礎科目	●●●概論	1前	2			○			1	1						
	○○○概論 (基礎)	1前	2			○										オムニバス
	◇◇◇◇	1・2後		2		○										兼2
	△△△論 I (基礎)	1・2前		2		○										
	△△△論 II (応用)	1・2後		2		○										
	△△△論 III (発展)	2・3前		2		○										
	×××論	2前		2		○										兼1
	\$ \$ \$学	2前		2		○										兼1
	% % %学	2前		2		○										兼1
	# # #史	1・2後														兼1
	* * *法	1・2後														兼2
	◎◎◎法	2・3後														兼2
	△△△史	1・2前										1				集中
	○○○概論	1・2後		2		○						1				兼1
	○○○総論	1・2前		2		○										
△▽△論	1・2後		2		○				1	1		1				
××× I (基礎)	1・2前		2		○				1							
××× II (応用)	2・3後		2		○				2							
■■■基礎演習	2後		2			○			2							
小計 (19科目)		—	10	28	0	—	—	—	6	3	2	2	0	兼8	—	
専門応用科目	○○○概論 (応用)	2後				○			2							
	■■■■論	2後				○			1	1						
	○○○法	2後				○				1						メ'イ
	◇◇◇法	2後				○				1						メ'イ
	◇◇◇史	2後				○				1						メ'イ
	▼▼▼総論	3・4前	2			○										
	□□□学	3・4後		2		○										
	\$ \$ \$論	3・4後		2		○										
	▽▽▽学	3後		2		○										
	# # #学 (応用)	4後		2		○										
	○○○研究	3後		2		○				3						
	×××研究	3後		2		○				2	1					
	□□□発展演習	4後		2		○				3						※実験
	■■■発展演習	4後		2		○				2	1					※実験
	◆◆◆発展演習	4後		2		○				3						
小計 (15科目)		—	9	28	0	—	—	—	9	4	1	1	0	兼3	—	
総合演習									9	2						
卒業論文									9	2						
小計 (2科目)		—							9	4	0	0	0	0	—	
合計 (12科目)		—	10	28	0	—	—	—	10	6	2	2	0	兼11	—	
学位又は称号	学士 (法学)		学位又は学科の分野			法学関係										
卒業要件及び履修方法						授業期間等										
必修科目 24 単位、専門基礎科目の選択科目から 22 単位、専門応用科目の選択科目から 18 単位以上を修得し、124 単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限：○○単位 (年間))						1 学年の学期区分			2 学期							
						1 学期の授業期間			15 週							
						1 時限の授業時間			90 分							

兼任・兼担が授業を担当する場合、その人数を記載してください。

前期、後期、通年等の開講時期を配当年次の横に記載してください。

小計欄は科目区分毎の教員の実数を記載してください。

複数の授業形態をとる場合、主たる形態以外の授業形態を記載してください。

「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」(文科省告示)に定める学位の分野を記載してください(複数ある場合は複数記載)。

実際に届出又は申請を行った際、事前相談を受けた内容と変更があった場合は、事前相談の結果は無効になりますので、内容が確定した時点で事前相談を行ってください。

新設学部等の教育課程等の概要だけでなく、「設置する学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等のうち、新設学部等の基礎となる学部等」の教育課程等の概要についても、忘れずに添付してください。

### 名称変更の概要

事項	記入欄
計画の区分	学部及び学部の学科の名称変更
フリガナ設置者	ガッコウホリゾン トラノモガクエン 学校法人 虎ノ門学園
フリガナ大学の名称	トラノモガク 虎ノ門大学
名称変更の内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>※名称変更の事前相談の対象 大学:学部・学科名、研究科・専攻名 短大:学科・専攻名</p> </div> <p>(現在の名称) (変更後の名称)</p> <p>〇〇学部 → ◎◎学部 英訳名 ( ) 英訳名 ( )</p> <p>□□学科 → △△学科 英訳名 ( ) 英訳名 ( )</p> <p>☆☆学科 ☆☆学科 英訳名 ( ) 英訳名 ( )</p>
名称変更の時期	平成 年 月 日
新名称の対象年次	第1年次
名称変更の理由	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>当該名称変更の際して、いつ、どのような手段により、学生や保護者等から同意を得たか又は得る予定かについて、具体的に記載してください。</p> </div>
在校生への対応	

## 設置時からの変更状況

開設又は 変更時期	変 更 内 容	学 位 又 は 学 科 の 分 野	手続きの区分
平成8年4月	社会福祉学部社会福祉学科	社会学・社会福祉学	設置認可(学部)
	社会福祉学部福祉心理学科 設置		
平成16年4月	心理学部心理学科 設置		設置届出(学科)
	社会福祉学部社会福祉学科のカリキュラム変更	社会学・社会福祉学	学則変更
	社会福祉学部保健福祉学科	社会学・社会福祉学 保健衛生	設置届出(学科)
	社会福祉学部福祉心理学科の学生募集停止	—	学生募集停止(学科)
平成23年4月	社会福祉学部 → 総合福祉学部  保健福祉学科 → 医療福祉学科	社会学・社会福祉学 保健衛生	名称変更(学部)

名称を変更しようとする学部等が認可  
又は届出により設置した時期を起点とし  
て、名称変更に至るまでの組織の変更  
状況を記載してください。

※学部名を「社会福祉学部」から「総合福祉学部」に、  
学科名を「保健福祉学科」から「医療福祉学科」に変更する場合の記載例

※当該名称変更が、大学の位置や法人名称等の変更に伴うものであり、学問分野や教育課程等と一切関連性がない場合は、本書類は不要です。

## 設置時からの教育課程の変更状況

【設置時（昭和〇〇年4月）】

【名称変更前】

【名称変更後】

(法学部法律学科)				(法学部法律学科)				(法学部法学科)									
科目区分	授業科目の名称	単位数			科目区分	授業科目の名称	単位数			変更内容	科目区分	授業科目の名称	単位数			変更内容	
		必修	選択	自由			必修	選択	自由				必修	選択	自由		
共通教育科目	●●●●入門	2			共通教育科目	ΣΣΣ学				統合	○○○学				統合		
	◇◇◇史		2			@@@学		2			○○○語		2				
	????論					△△△法		2			×××語		2				
	ΣΣΣ学					%%%学		2			◆◆◆語		2			新設	
	@@@学		2			外国語科目	○○○語		2			スポーツ実技				2	統合
	△△△法		2			×××語		2									
	▲▲▲法		2			◆◆◆語		2									
	%%%%学		2			体育	スポーツ実技										
	○○○語		2														
	×××語		2														
専門基礎科目	●●●●概論	2			専門基礎科目	●●●●概論	2			分割 分割 分割 廃止 新設	●●●●概論	2			統合		
	△△△総論	2				△△△論Ⅰ(基礎)	2				△△△論Ⅰ(基礎)	2					
	×××論		2			△△△論Ⅱ(発展)	2				△△△論Ⅱ(発展)	2					
	\$\$\$学		2			△△△論Ⅲ(応用)	2				△△△論Ⅲ(応用)	2					
	%%学		2			×××論		2			×××論		2				
	###史		2			¥¥¥学		2			¥¥¥学		2				
	***法		2			%%学		2			%%学		2				
	◎◎◎法		2			###史		2			###史		2				
	○○○概論		2			***法		2			***法		2				
	○○○総論		2			◎◎◎法		2			◎◎◎法		2				
専門科目	×××Ⅰ(基礎)	2			専門科目	×××Ⅰ(基礎)	2			統合	×××Ⅰ(基礎)	2			統合		
	×××Ⅱ(応用)	2				×××Ⅱ(応用)	2				×××Ⅱ(応用)	2					
	■■■基礎演習	2				■■■基礎演習	2				■■■基礎演習	2					
	小計(19科目)	10	28	0		小計(19科目)	10	28	0		小計(19科目)	10	28	0			
	○○○概論(応用)	2				○○○概論(応用)	2				○○○概論(応用)	2					
	■■■論	2				■■■論	2				■■■論	2					
	○○○法		2			○○○法		2			○○○法		2				
	◇◇◇法		2			◇◇◇法		2			◇◇◇法		2				
	▼▼▼総論	2				◇◇◇史		2			◇◇◇史		2				
	□□□学	2				▼▼▼総論	2				▼▼▼総論	2					
専門応用科目	\$\$\$論	2			専門応用科目	\$\$\$論	2			統合	\$\$\$論	2			統合		
	▽▽▽学	2				\$\$\$論	2				\$\$\$論	2					
	###学(応用)	2				▽▽▽学	2				☆☆☆法		2				
	○○○研究	2				###学(応用)	2				☆☆☆法		2				
	×××研究	2				○○○研究	2				☆☆☆法		2				
	◆◆◆発展演習	2				×××研究	2				☆☆☆法		2				
	◆◆◆発展演習	2				◆◆◆発展演習	2				☆☆☆学		2				
	小計(15科目)	6	24	0		小計(15科目)	6	24	0		○○○研究		2				
	○○○研究	2				×××研究	2				×××研究		2				
	×××研究	2				◆◆◆発展演習	2				◆◆◆発展演習		2				
◆◆◆発展演習	2			小計(15科目)	6	24	0	小計(15科目)	6	24	0						
総合演習	4			総合演習	4			総合演習	4								
卒業論文	4			卒業論文	4			卒業論文	4								
小計(2科目)	8	0	0	小計(2科目)	8	0	0	小計(2科目)	8	0	0						
合計(12科目)	○○	○○	○○	合計(12科目)	○○	○○	○○	合計(12科目)	○○	○○	○○						
学位又は学科の分野	法学関係			学位又は学科の分野	法学関係			学位又は学科の分野	法学関係								
卒業要件及び履修方法				卒業要件及び履修方法				卒業要件及び履修方法									
必修科目24単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限：○○単位(年間))				必修科目24単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限：○○単位(年間))				必修科目24単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限：○○単位(年間))									

※当該名称変更が、大学の位置や法人名称等の変更に伴うものであり、学問分野や教育課程等と一切関連性がない場合は、本書類は不要です。

届出により設置する学部等に係るPR活動及び学生募集について

届出により設置する学部等に係るPR活動及び学生募集の取扱いは、下記のとおりです。いずれも、入学希望者や社会一般に誤解を与えたり、被害を与えたりすることのないよう十分留意し、適切に実施してください。

1. PR活動

届出で設置する学部等に係るPR活動は、学生募集（募集要項の配付、出願受付、入学試験）及びそれに類する行為（指定校推薦の調整・登録、模擬試験など）と誤解されない内容で実施してください。

2. 学生募集

以下の①、②の区分に従い、適切に実施してください。

ただし、収容定員の増加に係る学則変更の認可申請を伴う学部等の届出設置の場合、認可前は、学生募集及びそれに類する行為は一切行えません。

① 事前相談を行った場合

事前相談の結果、届出で学部等の設置が可能とされたものについては、届出後、学生募集を行うことが可能です。（ただし、届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規程に適合しない場合は、届出後60日以内に、学校教育法第4条第3項に基づく措置命令の可能性があることに留意してください。）

② 事前相談を行っていない場合

事前相談を行っていない場合、届出後に届出設置要件の適否等について確認することになりますが、当該届出が届出設置の要件を満たさなかった場合に、届出後60日以内に学校教育法第4条第3項に基づく措置命令が行われることを考慮し、学生募集は、原則として届出後60日経過後（60日以内に文部科学省ホームページで公表した場合を除く。）に行ってください。やむを得ない事由により、60日経過前に学生募集を行う場合は、届出設置の種類に応じ、下表のとおり行ってください。

既 設	新 設 後	学生募集の取扱い
A学部 B学科 C学科	A学部 B C学科	既設の学科（上段：B学科、C学科、下段：BC学科）での学生募集は可能。ただし、受験生保護の観点から、改組計画及び計画に変更があり得ることを明確に記載した資料を添付すること。
A学部 B C学科	A学部 B学科 C学科	既設のB学科、C学科の学生募集は可能。ただし、定員減を予定している場合は、減じた定員による募集を行うこと。 新設のD学科については、届出後60日経過後に実施すること。
A学部 B学科 C学科	A学部 B学科 C学科 D学部 E学科 F学科	既設のA学部の学生募集は可能。ただし、定員減を予定している場合は、減じた定員による募集を行うこと。 新設のD学部については、届出後60日経過後に実施すること。

※学生募集は、各年度に通知する「大学入学者選抜実施要項」に従って実施すること。

※その他不明な点は担当まで確認すること。

【担当】

文部科学省高等教育局（代表：03-5253-4111）  
高等教育企画課大学設置室（内線：2048）  
大学振興課大学入試室（内線：2495）

学校法人〇〇 設置認可等に関わる組織の移行表

(例1)

平成22年度	入学定員		平成23年度	入学定員	変更の事由
〇〇大学 文学部 文学科 50 経済学部 経済学科 50 法学部 法学科 50		→	〇〇大学 人文学部 人文学科 50 経済学部 経済学科 50 法学部 法学科 50 工学部 工学科 50 情報学部 情報学科 50		名称変更 学部の設置(認可申請) 学部の設置(認可申請)
〇〇大学大学院 文学研究科 文学専攻(M) 10 経済学研究科 経済学専攻(M) 10		→	〇〇大学大学院 文学研究科 文学専攻(M) 10 経済学研究科 経済学専攻(M) 10		
〇〇短期大学 家政学科 75 看護学科(3年制) 80		→	〇〇短期大学 看護学科(3年制) 100	0 100	平成23年度より学生募集停止 定員変更

(例2)

平成22年度	入学定員		平成23年度	入学定員	変更の事由
〇〇短期大学 福祉学科 100 保育学科 100 情報学科 100		→	〇〇大学 福祉学部 福祉学科 100 〇〇短期大学 保育学科 100 情報学科 100	0 100 100	大学新設 平成23年度より学生募集停止

(例3)

平成22年度	入学定員		平成23年度	入学定員	変更の事由
〇〇専門学校 リハビリテーション学科 100 鍼灸学科 100 柔道整復学科 50		→	〇〇大学 リハビリテーション学部 80 鍼灸学部 50 〇〇専門学校 柔道整復学科 30	0 0 30	大学新設 平成23年度より学生募集停止 平成23年度より学生募集停止 定員変更

※ 届出の場合についても添付してください。

# 「設置計画履行状況等調査（AC：アフターケア）」について

## I 目的

大学等の設置後、原則として「完成年度」（開設年度に入学した学生が卒業する年度）を越えるまで、当初の設置計画（科目の開設状況及び教員の就任状況など）の履行状況について報告を求め、確実に履行されているか、また認可時の留意事項への対応などを調査し、必要に応じ、履行状況に関する指導・助言を行うために実施。

（根拠：大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年3月31日文科科学省令第12号）第13条、第14条 等）

## II 調査

### 1. 対象

- ①認可又は届出により設置した、学年進行中のすべての大学及び学部等
- ②完成年度を越えたもののうち、前年度に留意事項が付された大学及び学部等

### 2. 「設置計画履行状況報告書」又は「留意事項実施状況報告書」の提出

- ・毎年2月下旬頃、調査対象大学に対して報告書作成依頼の文書を送付。
- ・平成22年度の提出締め切り：平成22年5月14日（金）  
提出書類：上記①「設置計画履行状況報告書」  
                  上記②「留意事項実施状況報告書」
- ・様式は文部科学省ホームページに掲載。  
（トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育  
                  > 大学設置認可 > 設置計画履行状況報告書等の様式等）  
【[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ninka/1247289.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1247289.htm)】

### 3. 実地調査・面接調査

上記報告書の書面調査の結果、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会による実地又は面接調査を行う場合があります。（例年6～8月又は10～12月）

その旨の連絡を受けた場合は適宜対応願います。

## 4. 調査結果の公表等について

### 【平成21年度実績】

#### ①調査対象件数等

##### ○設置計画履行状況調査

調査対象総数：1,329件（うち面接調査34件，実地調査45件）

留意事項：183件（129個）

##### ○法科大学院設置計画履行状況調査

調査対象総数：18件（うち面接調査1件）

留意事項：6件（9個）

##### ○教職大学院設置計画履行状況調査

調査対象総数：24件（うち実地調査24件）

留意事項：20件（55個）

#### ②調査結果の概要

概ね順調な設置計画の履行が認められるが、一部には、当初の計画策定の甘さや、設置計画を着実に履行する必要性に対する認識不足などを背景に、履行状況が不十分である事例が見られた。特に、教員の新規採用又は担当科目の追加若しくは昇進の場合に大学設置・学校法人審議会の教員審査を受けていないなど、変更の際に必要な手続きを経していないという、不適切な事例も見られた。

また、本年度は、平成19年度以降、届出等により設置された学部等に調査対象校を拡大した上で、認可申請により設置された学部等のアフターケアと同様に調査を実施した。その結果、専任教員が未就任となった結果、大学設置基準に照らして専任教員数が不足している事例など、学部等の設置計画に対する準備不足が見られたものがあつた。

そのほか、単位数に見合う授業時間の確保、シラバスの記載内容の統一、授業評価アンケートのフィードバック、自己点検・評価、情報公開への取組などが不十分であつた大学が散見された。これらについては、各大学において、法令等の正しい理解のもとに再度確認し、必要に応じて改善に努めていただきたい。

設置計画は「各大学が社会に対して着実に実現していく構想を表したもの」（「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」平成21年8月中央教育審議会大学分科会）であることから、大学を設置する責任の重みを十分に自覚し、設置計画の確実な履行・留意事項への真摯な対応が必要。

## 《注意を要する留意事項の例》

### 【教育課程関係】

- 開設初年度より、専任教員の就任辞退による未開講科目があるので、当初の設置計画の履行に支障が生じないように、教員の年齢構成に配慮しながら適正な人員配置に努めること。
- 授業科目中、対策講座等の資格取得を目的とした科目については、大学の教育として相応しくないため、当該科目の内容等について見直すこと。
- 教育課程の必修等の区分の変更や廃止科目が多数見受けられるため、改めて教育課程の体系性を確認するとともに、教育課程に変更があった場合には、学生に対して十分に説明すること。

### 【教員関係】

- 専任教員について、大学以外に業務を持っている者が多く、教員全体の週当たり勤務日数の水準も低い。また、専門学校の教員と兼務している実務家教員については、大学院と専門学校の業務を渾然一体として行っているという点も見受けられる。大学設置基準第12条において、専任教員は「専ら」大学における教育研究に従事するものとされている点に留意し、専任教員の役割・責任の在り方に関し、教育研究上の体制、管理運営への参画、勤務形態などの面の改善について速やかに取り組むこと。

### 【ファカルティ・ディベロップメント※関係】

(※授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究)

- 単に講演会を開催することをFDとするのではなく、その趣旨は大学院設置基準第14条の3に規定される「当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究」であることを十分に理解し、取り組むこと。

### 【施設設備関係】

- 学生のニーズを踏まえ、引き続き専門図書の充実、電子ジャーナル及び電子ブック等の整備に努めること。特に、通信教育課程であることに鑑み、本へのアクセスについて特段の配慮をすること。
- 当初計画における運動場が駐車場として使用されていることについては不適切であるため、今後早急に運動場として使用できるよう整備すること。

### 【管理運営、その他】

- 編入学者の単位認定について、大学教育の水準に相応しい内容であるか精査した上で、科目毎に個別に認定を行うこと。

※今年度の結果は2月5日付けで大学へ通知するとともに、公表している。

(文部科学省ホームページに掲載)

※調査結果については各認証評価機関へ参考送付。

### Ⅲ AC期間中の対応事項

#### 1. 設置計画履行状況等調査報告書の提出

上記Ⅱ 1. 及び 2. 参照

#### 2. 校舎等建物の面積を減じようとする場合等

校舎等建物の面積を減じようとする場合及び建築計画が遅延する場合は、事前に「建築等設置計画変更書」の提出が必要。

#### 3. やむを得ず専任教員を変更等する場合

①専任教員を新たに採用する場合

②専任教員の担当授業科目を追加する場合

(オムニバス科目で、担当部分を変更または追加する場合を含む)

③専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合

(単位分割等の軽微な変更、科目名の変更を含む)

④専任教員を昇格させる場合

やむを得ず、専任教員を変更等する場合(上記①～④に該当する場合は、当該専任教員が授業等を開始する前に、必ず『専任教員採用等設置計画変更書』を提出し、大学設置・学校法人審議会による教員審査(AC教員審査)を受けることが必要(AC教員審査を経ずに授業等を担当することはできない)

・様式は文部科学省ホームページに掲載。

(トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育

> 大学設置認可 > 設置計画履行状況報告書等の様式等)

【[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ninka/1247289.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1247289.htm)】

#### 【平成21年度の審査実施予定】

AC教員審査は以下の年3回ですので、担当予定授業科目の開設に間に合うよう計画的に審査を受けてください。

	書類提出締め切り	受領確認連絡期間	審査期間	結果伝達時期
第1回	6月15日	6月28日～31日	7月	8月中旬
第2回	8月16日	9月1日～3日	9月	10月中旬
第3回	12月15日	1月5日～7日	1月	2月中旬

なお、書類受理後、確認のために上記受領確認連絡期間に大学設置室より提出大学に連絡をします。(原則としてメール。)

上記期間に受領確認の連絡がない場合は、至急、大学設置室までご連絡ください。

#### IV 設置計画履行状況報告書等の公開

大学側の承諾が得られたものについては文部科学省ホームページにリンクをはり、広く情報提供を行っている。

また、各大学においては、大学設置基準第2条等の趣旨を踏まえ、設置計画履行状況報告書等に限らず、情報の積極的な提供を行っていただきたい。

# 設置認可申請における留意点

## 1. 審査スケジュール

- ・申請から認可まで
- ・補正申請、審査意見への対応
- ・実地審査、面接審査

## 2. 申請書類作成上の留意点

- ・設置の趣旨～教育課程～教員組織の一貫性
- ・学生確保の見通し
- ・設置の趣旨と履修モデル
- ・教員組織
- ・申請書類の虚偽、不正

## 3. 審査の観点

- ・設置の趣旨、名称
- ・教育課程、教員組織
- ・施設・設備、その他

## 4. 手引き(平成21年度改訂版)

- ・今回の主な改正点

## 5. PR活動について

- ・PR活動の範囲と条件
- ・募集行為

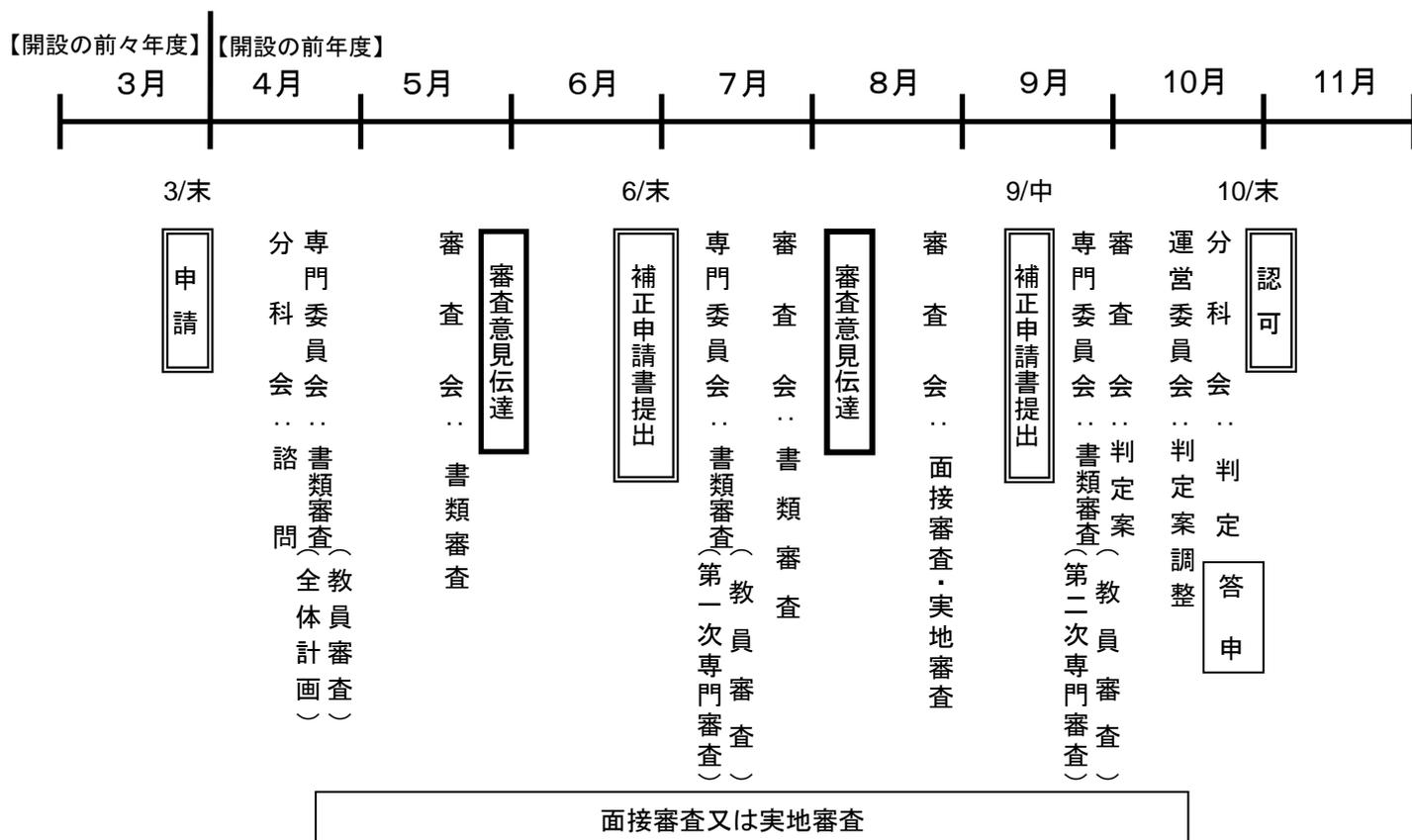
## 6. 事務相談について

- ・事務相談可能日
- ・来省人数

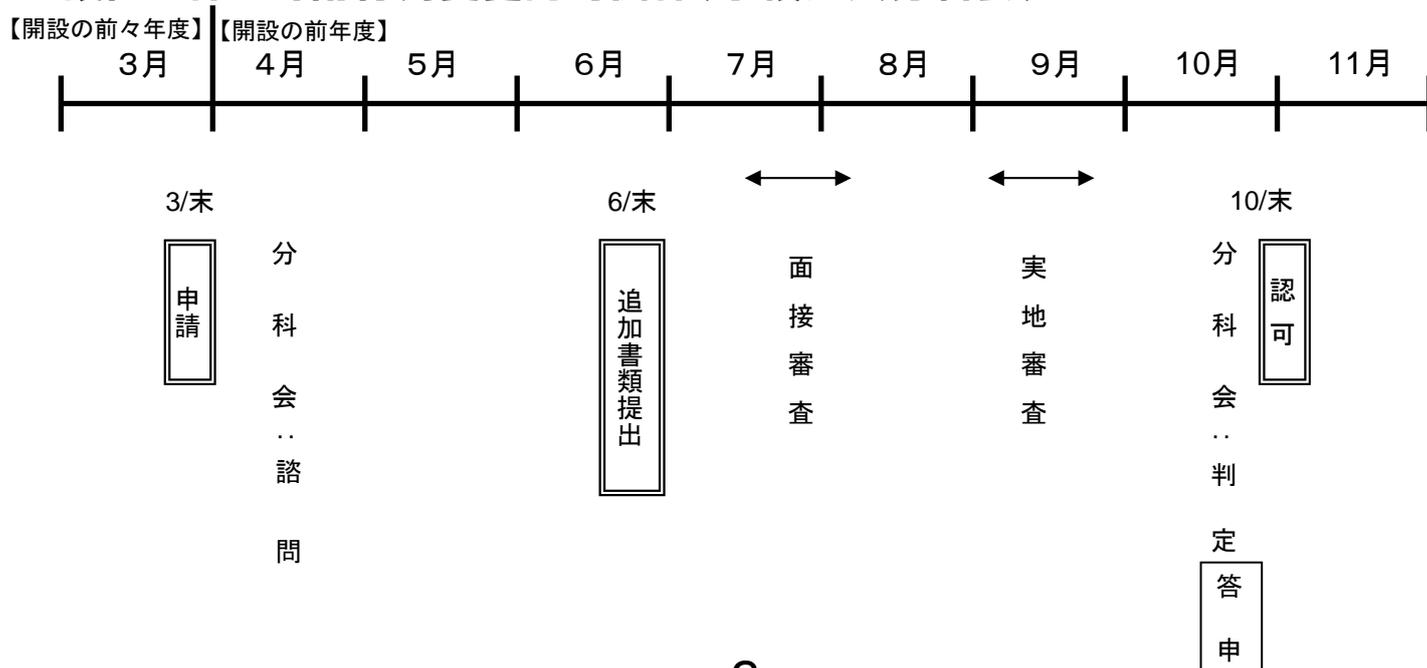
# 審査スケジュール

## — 大学新設の場合(3月末申請) —

### ○設置認可関係(大学設置分科会)



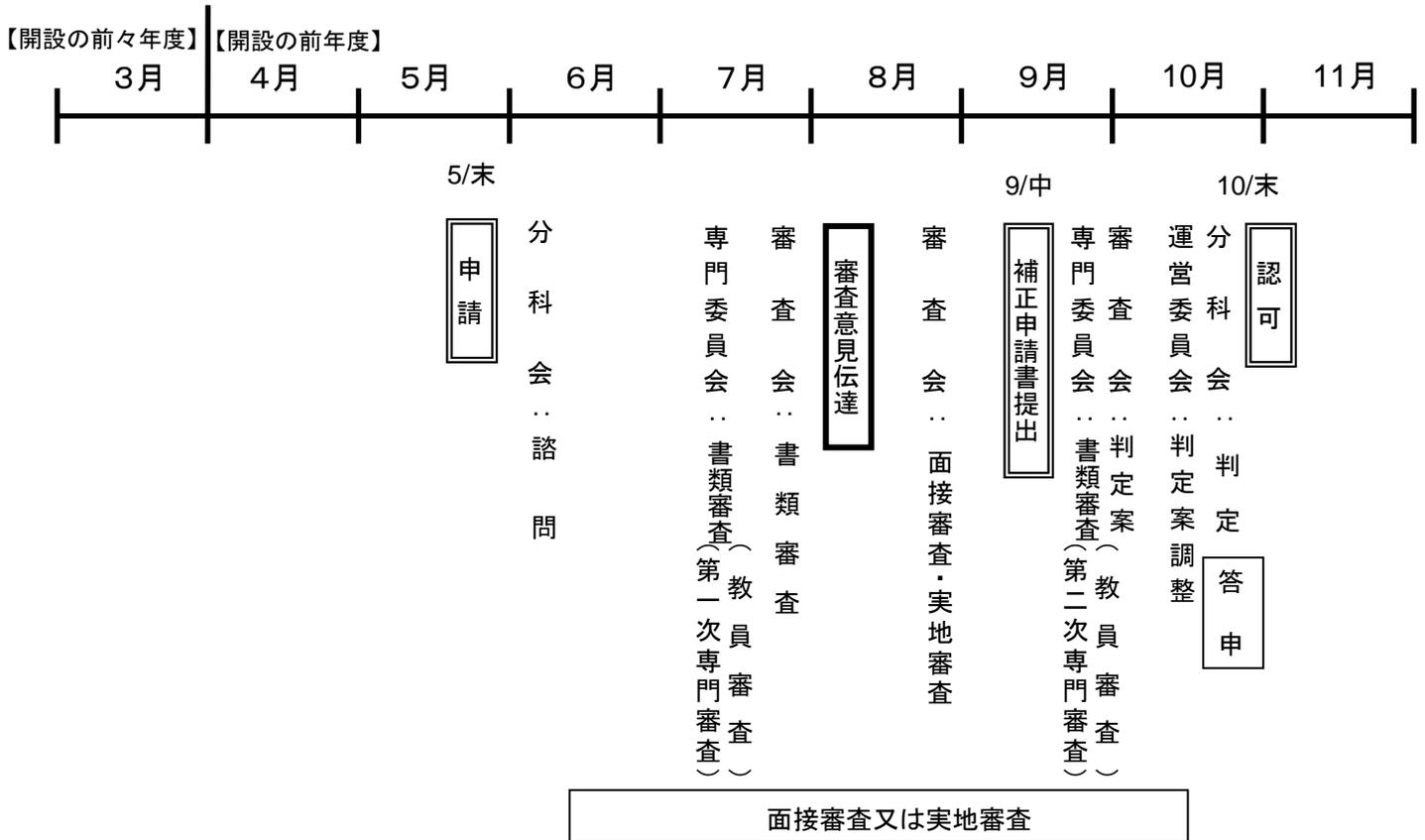
### ○設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)



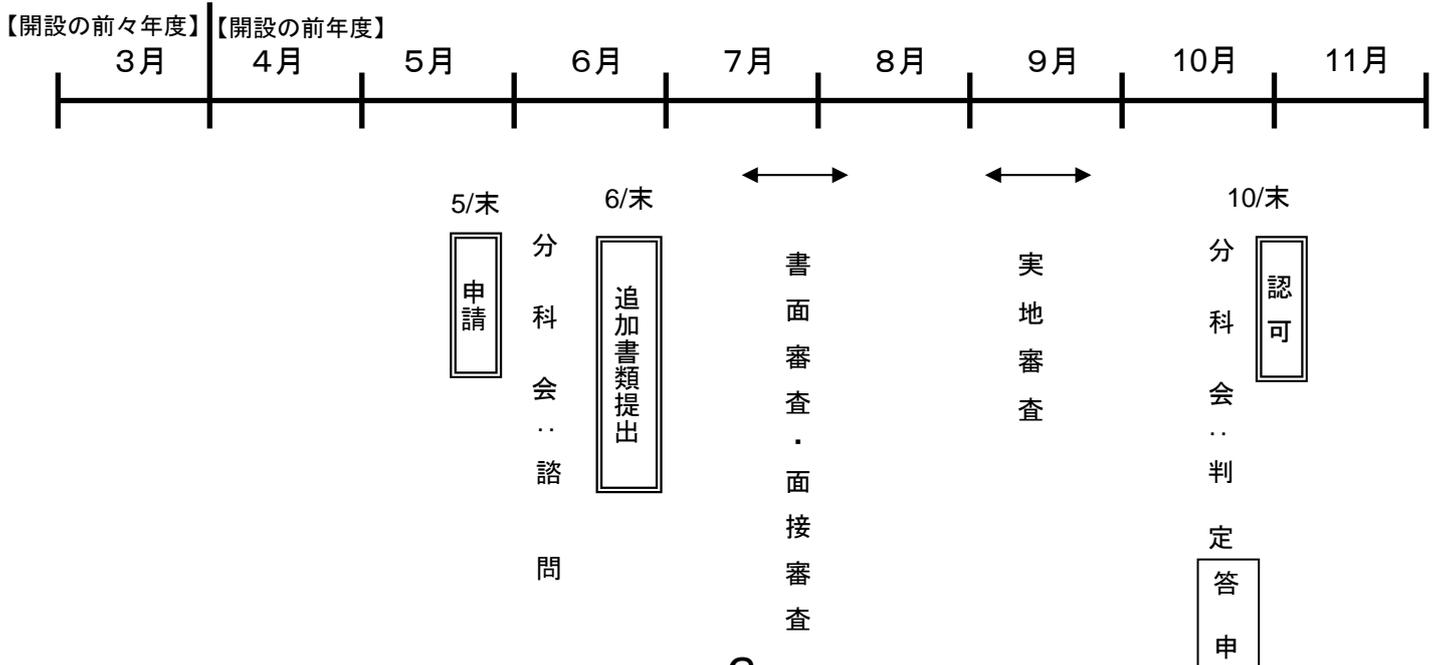
# 審査スケジュール

## — 学部等設置の場合(5月末申請) —

### ○設置認可関係(大学設置分科会)



### ○設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)



# 設置審査の主な観点(平成21年度版)

## ○学部等について

### 1. 設置の趣旨・目的

- ① 設置の趣旨は、大学が担うべき法令上の目的・役割に照らして、整合性のあるものとなっているか。
- ② 教育研究上の理念・目的、養成する人材像、大学・学部・学科の特色が明記され、社会に対する「約束」として広く理解される内容になっているか。
- ③ 特に職業人養成に特色を置く大学、学部及び学科の場合、経済社会の人材需要や地域の実情等について、的確な見通しを持っているか。
- ④ 学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目標その他の教育研究上の目標を学則等に定めているか。

### 2. 名 称

- ① 大学等の名称は、設置の趣旨・目的に照らして適切であるか。
- ② 学位に付記する専攻分野の名称は、学部・学科名称等に適切に対応しているか。
- ③ 英文表記は、国際的に通用性を有しているか。

### 3. 教育課程

- ① 入学者の公正かつ妥当な選抜方法等が定められているか。
- ② 大学の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程が編成されているか。また、大学の設置者が他に専門学校等を経営している場合、大学としての授業科目を自ら開設しているか。
- ③ 教育課程の編成に当たって、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮されているか。
- ④ 大学の教育上の目的に沿って、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に適切に配当しているか。
- ⑤ 授業を行う学生数は、授業の方法及び施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような人数となっているか。
- ⑥ 通信教育を行う場合、通信教育によって教育効果が得られる専攻分野であるか。
- ⑦ 授業は、講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切に行われることになっているか。授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。

- ⑧ 高度メディア利用授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示させ内容を確認する。また、その場合、法令の要件に適合しているか。
- ⑨ 1年間の授業期間は、試験期間等を含め、35週にわたるとともに、各授業科目は、10週又は15週にわたるものとなっているか。集中授業については、十分な教育効果が得られる授業について行うものとなっているか。
- ⑩ 単位互換を行う場合、他の大学において履修した授業科目について、60単位未満（短大にあつては30単位未満）とすることとしているか。
- ⑪ 夜間主コースの学生に対する教育上の配慮（教育課程、履修指導等）が適切であるか。また、図書館、厚生施設等の利用上の配慮、事務処理体制は適切であるか。
- ⑫ 国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分に確保されているか。また、実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制が適切なものとなっているか。
- ⑬ 通信教育を行う場合、指導・教育相談のための組織、情報通信技術の管理者等を配置し、丁寧な個別指導の機会の充実に配慮しているか。
- ⑭ 卒業要件は、人材養成目的及び課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、法令上の要件を満たしているか。
- ⑮ 履修科目の登録上限（CAP制）の設定、厳格な成績評価（GPA）など、いわゆる「出口管理」に努めているか。

#### **4. 教員組織**

- ① 教育研究組織の規模・授与する学位の種類・分野に応じ必要な教員が配置されているか。
- ② 大学の教育研究上の目的に照らして、主要な授業科目に、原則として専任教員（教授又は准教授）が配置されているか。
- ③ 演習、実験、実習・実技を伴う授業科目については、助手を配置するなど、指導体制が配慮されているか。
- ④ 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・処遇等において、専任教員の位置付けは、明確となっているか。
- ⑤ 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であるか。
- ⑥ 科目等履修生等を学部等の収容定員を超えて相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。
- ⑦ 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。

- ⑧ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な専任教員が備えられているか。

## 5. 施設・設備等

- ① 教育研究に必要な教室(講義室, 演習室, 実験・実習室)等が備えられているか。
- ② 専任教員に対して研究室が備えられているか。
- ③ 図書, 学術雑誌, 視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。(電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。)
- ④ 教育研究上必要な種類及び数の機械, 器具及び標本が備えられているか。
- ⑤ 大学の教育研究上の目的を達成するため, 必要な経費の確保等により, 教育研究にふさわしい環境の整備に努められているか。
- ⑥ 運動場が校舎と同一の敷地内又はその隣接地にない場合は, 実地にて確認する。また, その場合, 学生が円滑に利用できるようになっているか。
- ⑦ 2以上の校地において教育研究を行う場合, それぞれの校地ごとに必要な施設・設備が備えられているか。
- ⑧ 大学が他の学校等との間で施設を共用する場合, 当該大学の教育研究に支障のないものとなっているか。
- ⑨ 大学における校地の面積は, 収容定員上の学生一人当たり10平方メートルを乗じた面積を充足しているか。
- ⑩ 校舎の面積は, 設置基準上に定める基準面積を充足しているか。大学が他の学校等との間で施設を共用する場合, それぞれの学校等の基準面積を合算した面積以上の校舎を有しているか。

## 6. その他

- ① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。
- ② 教育・研究, 組織・運営, 施設・設備の状況について点検・評価を行い, その結果を公表する方策が講じられているか。
- ③ 専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。
- ④ 当該大学における教育研究活動等の状況について積極的な情報提供を行うための方策が講じられているか。
- ⑤ 同一学校法人が設置する大学・短大で定員超過が著しくないか。(学部・学科単位で入学定員ベースで1.3倍以上のもの)

# ○大学院について

## 1. 設置の趣旨・目的

- ① 各専攻ごとに、具体的にどのような人材を養成しようとしているか、どのような知識・能力を学生に修得させるかが明確となっているか。
- ② 人材養成の目的を学則等に明記し、組織的に共有する仕組みとなっているか。
- ③ 教育研究の理念は、明確となっているか。研究領域として、専攻分野と基礎的素養を涵養する関連分野を適切に設定しているか。
- ④ 人材養成の目的・教育研究の理念は、大学院の課程が担う法令上の目的・役割に整合しているか。
- ⑤ 研究科・専攻は、大学院としてふさわしい規模内容を有しているか。
- ⑥ 学部・附置研究所等との連携を適切に図りつつ、大学院を本務とする教員の充実や独自の管理運営組織の確立に適切に配慮しているか。

## 2. 名 称

- ① 研究科・専攻の名称は、設置の趣旨・目的に照らして適切であるか。
- ② 学位に付記する専攻分野の名称は、教育課程を適切に表しているか。
- ③ 英文表記は、国際的に通用性を有しているか。

## 3. 教育課程

- ① 人材養成の目的や特色に応じて、アドミッション・ポリシーを明確とし、選抜の方法等に適切に反映しているか。
- ② 標準修業年限の特例を設ける場合、「実務の経験を有する者」を対象とする等、必要な条件を満たしているか。(修士課程のみ)
- ③ アドミッション・ポリシーに応じて、受入れ学生の入学前教育(学部教育又は修士課程教育)との接続を考慮した教育課程となっているか。
- ④ 人材養成の目的の達成に必要な授業科目を開設しているか。また、大学の設置者が他に専門学校等を経営している場合、大学としての授業科目を自ら開設しているか。
- ⑤ 専攻分野に関する高度の専門的知識・能力を修得させる教育課程となっているか。
- ⑥ 関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しているか。
- ⑦ 大学院の課程の目的に応じた研究能力を修得させる教育課程となっているか。
- ⑧ 目的とする具体的な養成人材像に対応した履修モデルが明確となっているか。
- ⑨ 人材養成目的や専攻分野の特性に応じて、学修課題を複数の授業科目を通して体系的に履修するコースワークを充実させるよう適切に配慮しているか。
- ⑩ 通信教育を行う場合、通信教育によって教育効果が得られる専攻分野であるか。

- ⑪ 履修モデルに対応しつつ、学位授与へ至る組織的な教育(履修指導・研究指導)のプロセスは、明確になっているか。
- ⑫ 学位の円滑な授与と水準の確保の観点から、適切に教育プロセスの管理を行う仕組みとなっているか。
- ⑬ 授業は、講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切に行われることになっているか。授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。
- ⑭ 高度メディア利用授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示させ内容を確認する。また、その場合、法令の要件に適合しているか。
- ⑮ 学生に対して、授業・研究指導の方法・内容、一年間の授業・研究指導の計画をあらかじめ明示することとなっているか。
- ⑯ 学修の成果・学位論文に係る評価、修了の認定に当たって、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示し、当該基準に従って適切に行う仕組みとなっているか。
- ⑰ 1年間の授業期間は、試験期間等を含め、35週にわたるとともに、各授業科目は、10週又は15週にわたるものとなっているか。集中授業については、十分な教育効果が得られる授業について行うものとなっているか。
- ⑱ 単位互換を行う場合、他の大学院において履修した授業科目について、10単位未満とすることとしているか。
- ⑲ 入学前の既修得単位の認定を行う場合、大学院において履修した授業科目について、10単位未満とすることとしているか。
- ⑳ 夜間主コースの学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)が適切であるか。また、図書館、厚生施設等の利用上の配慮、事務処理体制は適切であるか。
- ㉑ 国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分に確保されているか。また、実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制が適切なものとなっているか。
- ㉒ 通信教育を行う場合、指導・教育相談のための組織、情報通信技術の管理者等を配置し、丁寧な個別指導の機会の充実に配慮しているか。
- ㉓ 人材養成目的や専攻分野の特性に応じて、社会のニーズを的確に踏まえた教育課程・方法等を取り入れる工夫をしているか。
- ㉔ 修了要件は、人材養成目的及び課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、法令上の要件を満たしているか。
- ㉕ 学位論文審査・最終試験の方法は、明確となっているか。
- ㉖ 学位論文の内容の要旨・論文審査の結果の要旨は、広く社会に公表する仕組みとなっているか。(博士課程のみ)

#### 4. 教員組織

- ① 授与する学位の種類に応じて、専攻ごとに、研究指導を担当する資格を有する教員を必要な数置いているか。特に、教員の学位保有状況には留意する。
- ② 授与する学位の分野に応じて、設定した研究領域ごとに、研究指導を担当する資格を有する教員を置いているか。
- ③ 教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意しているか。
- ④ 教育研究水準の維持向上・教育研究の活性化に配慮した教員の年齢構成になっているか。
- ⑤ 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・処遇等において、専任教員の位置付けは、明確となっているか。
- ⑥ 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であるか。
- ⑦ 科目等履修生等を学部等の収容定員を超えて相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。
- ⑧ 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。
- ⑨ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な専任教員が備えられているか。

#### 5. 施設・設備等

- ① 教育研究に必要な教室(講義室, 演習室, 実験・実習室)等が備えられているか。
- ② 専任教員に対して研究室が備えられているか。
- ③ 図書, 学術雑誌, 視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。(電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。)
- ④ 教育研究上必要な種類及び数の機械, 器具及び標本が備えられているか。
- ⑤ 大学の教育研究上の目的を達成するため, 必要な経費の確保等により, 教育研究にふさわしい環境の整備に努められているか。
- ⑥ 2以上の校地において教育研究を行う場合, それぞれの校地ごとに必要な施設・設備が備えられているか。
- ⑦ 大学院大学の場合, 当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模を有する専用の校舎等の施設を有しているか。

## 6. その他

- ① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。
- ② 教育・研究, 組織・運営, 施設・設備の状況について点検・評価を行い, その結果を公表する方策が講じられているか。
- ② 専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。
- ③ 当該大学における教育研究活動等の状況について積極的な情報提供を行うための方策が講じられているか。

## ○専門職大学院について

### 1. 設置の趣旨・目的

- ① 当該専門職大学院において、具体的にどのような人材を養成しようとしているか。どのような知識・能力を学生に修得させるかが明確になっているか。
- ② 人材養成の目的を学則等に明記し、組織的に共有する仕組みとなっているか。
- ③ 教育研究の理念は、明確になっているか。研究領域として、専攻分野と基礎的素養を涵養する関連分野を適切に設定しているか。
- ④ 人材養成の目的・教育研究の理念は、専門職大学院が担う法令上の目的・役割に整合しているか。
- ⑤ 研究科・専攻は、大学院としてふさわしい規模内容を有しているか。
- ⑥ 実際に社会で活躍する職業人に更に高度な専門性、最新の知識・技術を身に付けさせるための継続的な学習の機会を提供しているか。大学院を本務とする教員の充実や独自の管理運営組織の確立に配慮しているか。

### 2. 名 称

- ① 研究科・専攻の名称は、設置の趣旨・目的に照らして適切であるか。
- ② 学位に付記する専攻分野の名称は、教育課程を適切に表しているか。
- ③ 英文表記は、国際的に通用性を有しているか。

### 3. 教育課程

- ① 人材養成の目的や特色に応じて、アドミッション・ポリシーを明確にし、選抜の方法等に適切に反映しているか。
- ② 標準修業年限の特例を設ける場合、「実務の経験を有する者」を対象とする等、必要な条件を満たしているか。
- ③ 人材養成の目的の達成に必要な授業科目を開設しているか。また、大学の設置者が他に専門学校等を経営している場合、大学としての授業科目を自ら開設しているか。
- ④ 専攻分野に関する高度の専門的知識・能力を修得させる教育課程となっているか。
- ⑤ 関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮しているか。
- ⑥ 教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目が開設され、体系的な教育課程が編成されているか。
- ⑦ 専門職学位課程の目的に応じた研究能力を修得させる教育課程となっているか。
- ⑧ 新しい社会のニーズに応える幅広く、かつ高度の専門的教育を行うと共に、実務との融合を図る教育内容となっているか。

- ⑨ 目的とする具体的な養成人材像に対応した履修モデルが明確となっているか。
- ⑩ 人材養成目的や専攻分野の特性に応じて、学修課題を複数の授業科目を通して体系的に履修するコースワークを充実させるよう配慮しているか。
- ⑪ 通信教育を行う場合、通信教育によって教育効果が得られる専攻分野であるか。
- ⑫ 授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分あげられるような人数となっているか。
- ⑬ 履修モデルに対応しつつ、学位授与へ至る組織的な教育(履修指導)のプロセスは、明確になっているか。
- ⑭ 学位の円滑な授与と水準の確保の観点から、適切に教育プロセスの管理を行う仕組みとなっているか。
- ⑮ 授業は、講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切に行われることになっているか。さらに、専門職大学院として、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど配慮されているか。
- ⑯ 授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。
- ⑰ 高度メディア利用授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示させ内容を確認する。また、その場合、法令の要件に適合しているか。
- ⑱ 学生に対して、授業・研究指導の方法・内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示することとなっているか。
- ⑲ 学修の成果に係る評価、修了の認定に当たって、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示し、当該基準に従って適切に行う仕組みとなっているか。
- ⑳ 1年間の授業期間は、試験期間等を含め、35週にわたるとともに、各授業科目は、10週又は15週にわたるものとなっているか。集中授業については、十分な教育効果が得られる授業について行うものとなっているか。
- ㉑ 単位互換を行う場合、他の大学院において履修した授業科目について、修了要件として定める単位数の2分の1未満となっているか。
- ㉒ 入学前の既修得単位の認定を行う場合、大学院において履修した授業科目について、修了要件として定める単位数の2分の1未満となっているか。また、この場合であって在学期間の短縮を行う場合、その内容・方法は適切なものとなっているか。
- ㉓ 夜間主コースの学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)が適切であるか。また、図書館、厚生施設等の利用上の配慮、事務処理体制は適切であるか。
- ㉔ 国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分に確保されているか。また、実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制が適切なものとなっているか。

- ②⑤ 通信教育を行う場合、専門職大学院として十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等について行われているか。また、多様なメディアを高度に利用することにより面接授業に相当する教育効果を有するものとなっているか。
- ②⑥ 人材養成目的や専攻分野の特性に応じて、社会のニーズを的確に踏まえた教育課程・方法等を取り入れる工夫をしているか。
- ②⑦ 修了要件は、人材養成目的及び専門職学位課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、法令上の要件を満たしているか。

#### 4. 教員組織

- ① 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置いているか。
- ② 教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意しているか。
- ③ 主要な授業科目に、原則として専任教員(教授又は准教授)が配置されているか。
- ④ 専任教員は担当分野に関する高度の教育上の指導能力を有し、かつその他の必要な要件(①教育上又は研究上の業績, ②高度の技術・技能, ③特に優れた知識・経験のいずれか)を備え、必要数を充足しているか。
- ⑤ 教員組織のうちおおむね3割以上がいわゆる実務家教員(5年以上の実務経験を有し、高度の実務能力を有する者)となっているか。実務家教員の配置は、教育課程の体系や当該科目の特質を踏まえたものになっているか。
- ⑥ 専門職大学院の独立性の確保に鑑み、当該専門職大学院の授業のみを担当する専任教員は必要数を充足しているか。
- ⑦ 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・処遇等において、専任教員の位置付けは、明確になっているか。
- ⑧ 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であるか。
- ⑨ 科目等履修生等を学部等の収容定員を超えて相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。
- ⑩ 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。
- ⑪ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な専任教員が備えられているか。

#### 5. 施設・設備等

- ① 教育研究に必要な教室(講義室, 演習室, 実験・実習室)等が備えられているか。

- ② 専任教員に対して研究室が備えられているか。
- ③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。(電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。)
- ④ 教育研究上必要な種類及び数の機械、器具及び標本が備えられているか。
- ⑤ 大学の教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めているか。
- ⑥ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な施設・設備が備えられているか。
- ⑦ 大学院大学の場合、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模を有する専用の校舎等の施設を有しているか。

## 6. その他

- ① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。
- ② 教育・研究，組織・運営，施設・設備の状況について点検・評価を行い，その結果を公表する方策が講じられているか。
- ③ 専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。
- ④ 当該大学における教育研究活動等の状況について積極的な情報提供を行うための方策が講じられているか。
- ⑤ 認証評価の受審等の見通しを持っているか。

## ○教職大学院について

### 1. 設置の趣旨・目的

- ① 当該教職大学院において、具体的にどのような人材を養成しようとしているか。どのような知識・能力を学生に修得させるかが明確になっているか。
- ② 研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等位定めているか。
- ③ 教育研究の理念は、明確になっているか。また、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮されているか。
- ④ 人材養成の目的・教育研究の理念は、教職大学院が担う法令上の目的・役割に整合しているか。
- ⑤ 既設の学部段階及び修士課程との関係について、教員組織や教育課程の面で適切に棲み分けがなされているか。

### 2. 名 称

- ① 研究科・専攻の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものか。
- ② 英文表記は、国際的に通用性を有しているか。

### 3. 教育課程

- ① 人材養成の目的や特色に応じて、アドミッション・ポリシーを明確にし、選抜の方法等に適切に反映しているか。
- ② 標準修業年限の特例を設ける場合、「実務の経験を有する者」を対象とする等、必要な条件を満たしているか。
- ③ 専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教育の養成を実現しうる教育課程となっているか。
- ④ 人材養成目的を達成するため、以下の点を踏まえ、必要な授業科目を自ら開設し、体系的かつバランスよく教育課程を編成しているか。
  - 1) 教育課程の編成及び実施に関する領域、2) 教科等の実践的な指導方法に関する領域、3) 生徒指導及び教育相談に関する領域、4) 学級経営及び学校経営に関する領域、5) 学校教育と教員の在り方に関する領域、のすべての領域の科目のほか、実習により行われる授業科目、その他各教職大学院において開設する科目

を含め、体系的に教育課程を編成すること。

- ⑤ 関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮し、学校教育に関する「理論と実践の融合」を図る教育内容となっているか。
- ⑥ 上記④の5つの領域において共通的に開設せれる授業科目の単位数の合計一定程度(最低必要修得単位数全体から実習の最低必要単位数を引いたもののうちの半数)以上となっているか。
- ⑦ 目的とする具体的な養成人材像に対応した履修モデルが明確となっているか。
- ⑧ 授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分あげられるような人数となっているか。
- ⑨ 履修モデルに対応しつつ、学位授与へ至る組織的な教育(履修指導)のプロセスは、明確になっているか。
- ⑩ 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又は併用により行われることになっているか。さらに、教職大学院として、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう事例研究、模擬授業、授業観察・分析、ワークショップ、フィールドワーク等適切な方法により授業を行うなど配慮されているか。
- ⑪ 授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単位数を定めているか。
- ⑫ 小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、実習により修得する単位の全部又は一部を免除する場合、当該教職経験と免除する実習との相関性を確認するための基準・判定方法等を明確に定めており、かつ、それらについて合理性があるか。また、免除する場合、「教育上有益と認めるとき」に限定されており、かつ、免除しても当該教職大学院の人材養成目的を達成できるものとなっているか。
- ⑬ 学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修できるようになっているか。
- ⑭ 教職大学院において想定されている授業方法の特性に鑑み、多様なメディアを高度に利用する方法による授業を実施する場合、具体的な実施方法等が示されているか。また、その場合、法令の要件に適合しているか。(全ての授業が通信により行われる課程は想定されない)
- ⑮ 現職教員学生が勤務しながら1年で修了する計画(1年コース)である場合、教育方法・履修スケジュールなどについて、学生の負担及び教育効果の観点から支障がないか。
- ⑯ 学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示することとなっているか。
- ⑰ 学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って行う仕組みとなっているか。

- ⑱ 成績評価の基準・方法について、研究科等全体としての基本方針を踏まえ適切に設定されているか。
- ⑲ 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたるとともに、各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位としたものとなっているか。集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合について行うものとなっているか。
- ⑳ 単位互換を行う場合、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲としているか。
- ㉑ 単位互換を行う場合、他の大学院において履修した授業科目について、修了要件として定める単位数の2分の1未満となっているか。
- ㉒ 入学前の既修得単位の認定を行う場合、編入学、転学等の場合を除き、当該教職大学院において修得した単位以外のものについては、他の大学院における授業科目の履修等によって修得した単位と合わせ、修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとしているか。また、この場合であって在学期間の短縮を行う場合、その内容・方法は人材養成の目的や特色を担保できるものとなっているか。
- ㉓ 夜間主コースの学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)が明確であるか。また、図書館、厚生施設等の利用上の配慮、事務処理体制等は明確であるか。
- ㉔ 高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る単位は10単位以上となっているか。
- ㉕ 実習その他教育上の目的を達成するために必要な連携協力校が確保されているか(開設科目及び教育内容等に対応した学校種及び数)。
- ㉖ 実習等の計画・指導体制・連携体制・成績評価方法等について、教育委員会等学校設置者及び各学校等と十分調整を行ったものであるか。また、当該連携は学生の進路選択を制約するものとなっていないか。
- ㉗ 現職教員学生の現勤務校での実習を認める要件が明確になっているか。
- ㉘ 現職教員学生の在籍校での実習を含む場合、当該実習の水準が明確になっているか。また、日常の勤務に埋没しない工夫・配慮が適切になされているか。
- ㉙ 連携協力校以外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分に確保されているか。また、実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制等について、実習先と十分に調整を行っているか。
- ㉚ 当該教職大学院の人材養成目的等に応じて、教育委員会、学校現場など養成した人材を受け入れる側(デマンド・サイド)のニーズを的確に踏まえた教育課程・方法等を取り入れる工夫をしているか。
- ㉛ 修了要件は、人材養成目的及び教職大学院課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、法令上の要件(45単位以上)を満たしているか。

- ⑳ 標準修業年限の特例を設ける場合、実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、適切な方法により教育上支障を生じないようにしているか。

#### 4. 教員組織

- ① 専任教員は担当する分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められ、かつ専門職大学院設置基準5条各号(①教育上又は研究上の業績、②高度の技術・技能、③特に優れた知識・経験)のいずれかに該当する教員を規定数置いているか。
- ② 教員組織のうち概ね4割以上は、専攻分野におけるいわゆる実務家教員(概ね20年程度の実務経験を有することが望ましい)となっているか。実務家教員の配置は、教育課程の体系や当該科目の特質を踏まえたものになっているか。実務家教員の質確保に係る継続的な採用方策が検討されているか。
- ③ 全体として実践的内容を意識した教育が展開されるよう、実務家教員と理論的な科目を担う教員が適切に役割分担・協同し、組織的な連携体制を確保しているか。
- ④ 主要な授業科目に、原則として専任教員(教授又は准教授)が配置されているか。
- ⑤ 極端に実務家教員に偏した教員組織でなく、一定以上のいわゆる研究者教員も配置させるなど、教員組織全体としてバランスがとれているか。
- ⑥ 実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の教員としての実務の経験を有する者を中心として構成されているか。
- ⑦ 告示第2条第2項により専任教員とみなす者は、一年間につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担うものとなっているか。
- ⑧ 教員組織の年齢構成について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がないものとなっているか。
- ⑨ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な教員が備えられているか。また、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授又は准教授を少なくとも1名以上置いているか。
- ⑩ 実務家教員について以下のような「指導能力」を有しているか。
  - (1) 実務経験からくる実務の経験知・識見を単に有するのみならず、知見を理論化し一般化した上で適切に教授できる者であるか。

※例えば、大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表等、校内研修での実践発表等などの実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等から、担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有すると認められるか。)

- (2) 研究成果の指導や発表等に係る記録や著作等には、理論や実践の一

般化に係る内容が包含されているか。

※教員等学校教育関係者以外の者の場合、学校教育関係者と同様に、実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等から、担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有すると認められる者であるか。

⑪ 実務家教員について以下のような「実務経験」を有しているか。

I 教員等学校教育関係者の場合

(1) 学生に対し学校教育において広く見通しのとれるスクールリーダーに必要な知識・技能を修得させるための指導を行い得る、一定の幅の広さを持つ経験を有する者であるか。

※例えば教諭の場合、標準的な勤務経験(担任サイクル, 主任等の経験)を考え、概ね20年程度の経験を有するか。(他方, 校長・教頭等の管理職, 指導主事の経験を有する場合等, その職務の性質の相違を勘案しつつ, 教諭としての経験期間よりも長く評価することにより, 全体として同等以上と評価し得る期間である必要がある。)

(2) 大学の専任教員等となっているいわゆる「元実務家」の場合, 実務経験の期間と実務から離れてからの期間は, 実務を離れてから5~10年以内であるか。この場合, 実務を離れる前の実務経験の長さやその後の現場との関わり等を考慮する必要がある。

II 教員等学校教育関係者以外の者の場合

担当科目と実務の経験との関連が認められるか。

III 全体として, 学校教育に関する実務経験者を中心として構成されているか。(必要専任教員数の3割以上は, 教員等学校教育関係者であるか。)

が備えられているか。

教育研究上の責任体制, 管理運営への参画, 勤務形態・処遇等において, 専任教員の位置付けは, 明確になっているか。

⑫ 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には, 教育研究上特に必要があり, 当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。また, 専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であるか。

⑬ 科目等履修生等を学部その他の学生以外の者を相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。

⑭ 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。

## 5. 施設・設備等

① 教育研究に必要な専用の講義室, 研究室, 実験・実習室等が備えられているか。

② 専任教員に対して研究室が備えられているか。

③ 研究科及び専攻の種類に応じ, 図書, 学術雑誌, 視聴覚資料その他の教育研究上

必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。(電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。)

- ④ 研究科又は専攻の種類, 教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械, 器具及び標本が備えられているか。
- ⑤ 2以上の隣接しない校地において教育研究を行う場合においては, それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備(講義室, 研究室, 学生自習室, 医務室, 図書館等)が設けられているか。
- ⑥ 大学院の教育研究上の目的を達成するため, 必要な経費の確保等により, 教育研究にふさわしい環境の整備に努めているか。
- ⑦ 授業の一部を校舎等以外の場所で行う場合は, 文部科学省告示第43号(いわゆる「サテライト告示」)に定める要件を満たしているか。
- ⑧ 大学院大学の場合, 当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有しているか。

## 6. その他

- ① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。
- ② 教育・研究, 組織・運営, 施設・設備の状況について点検・評価を行い, その結果を公表する方策が講じられているか。
- ③ 専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。
- ④ 当該大学における教育研究活動等の状況について, 刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって, 積極的な情報提供を行うための方策が講じられているか。
- ⑤ 学校現場などの要請した人材を受け入れる側(デマンド・サイド)との密接な連携関係を管理運営体制の中に組み込み, 学校教育の実態や社会の変化などに対応しうる機動的な管理運営システムが整っているか。

# ○共同教育課程について

## 1. 設置の趣旨・目的

- ① 設置の趣旨に、共同教育課程を実施する教育上の必要性が明記されているか。
- ② 複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用することで、教育・研究・社会貢献機能の充実・強化を一層促進する趣旨・目的となっているか。

## 2. 名 称

- ① 共同学科等の名称の冒頭に「共同」が付されているか。
- ② 共同教育課程を編成する大学(大学院及び短期大学を含む。以下、構成大学という。)の共同学科等の名称は、同一の名称であるか。

## 3. 教育課程

- ① 構成大学(大学院は除く)において、それぞれ主要授業科目の一部を必修科目として開設しているか。
- ② 修士課程又は博士課程においては、学生が全ての共同教育課程を編成する大学院(以下、構成大学院という。)の教員から研究指導を受けることができるよう、研究指導教員については、それぞれの学生について全ての構成大学院から教員が主担当又は副担当として配置されているか。その際、主担当の教員のみならず、副担当の教員についても研究指導教員である者を充てているか。いずれにしても、共同教育課程制度の趣旨を踏まえたものとなっているか。
- ③ 構成大学が遠隔地にある場合、共同教育課程の実施に当たり、学生の授業科目の履修に過度な負担を生じさせることがないように適切に配慮されているか。
- ④ 共同教育課程の安定的かつ継続的な実施を確保するため、構成大学の一部がやむを得ない事由により授業科目を開設できなくなった場合に、学生に対し、当該授業科目を他の構成大学が開設し提供することができるよう、あらかじめ、その方策が定められているか。
- ⑤ 学位の審査は、構成大学が合同で行っているか。この場合において、学位審査委員会は、全ての構成大学の教員をもって構成されているか。
- ⑥ 共同教育課程に係る学位審査委員会の構成員となる教員は所属する大学以外の他の大学の教員を併任するか、学位規則第5条の協力者となっているか。
- ⑦ 構成大学で協議の上、学位審査に係る規程等を共同で策定しているか。
- ⑧ 共同教育課程を修了した者に対して行う学位の授与は、構成大学が連名で授与することになっているか。
- ⑨ 共同教育課程の修了要件が、それぞれの構成大学において最低限取得すべき単位

数が以下のとおり設定されているか。

学科(医学・歯学除く)	・・・	31単位以上
学科(医学・歯学)	・・・	32単位以上
大学院(修士課程・博士課程)	・・・	10単位以上
専門職大学院(法科・教職除く)	・・・	10単位以上
法科大学院・教職大学院	・・・	7単位以上
短期大学(2年制)	・・・	10単位以上
短期大学(3年制)	・・・	20単位以上

#### 4. 教員組織

- ① 共同教育課程を編成する学科・専攻の教職員は、原則として、構成大学のうちいずれかの大学に所属しており、構成大学を設置する各法人等において教員の採用、昇任、降任、免職、懲戒等の手続が行いうる体制がそれぞれ整備されているか。

#### 5. 施設・設備等

- ① 共同教育課程を編成する構成大学は、共同学科の収容定員に応じた施設・設備を備えているか。それぞれの構成大学の収容定員に応じた施設・設備を備えていない構成大学がある場合、共同教育課程を編成する共同学科に係る施設・設備は、それぞれの構成大学に置かれる共同学科等を合わせて1の学部等とみなしてその種類・教員数及び学生数に応じ必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められるか。
- ② 共同教育課程を編成する構成大学は、共同学科の収容定員に応じ、学生一人当たり10平方メートルを乗じた校地面積を有しているか。それぞれの構成大学の収容定員に応じた校地面積を有していない構成大学がある場合、共同教育課程を編成する共同学科に係る校地面積は、それぞれの構成大学に置かれる共同学科ごとの収容定員を合計した数に学生一人当たり10平方メートルを乗じた面積を超えており、かつ、教育研究に支障がないと認められるか。
- ③ 共同教育課程を編成する構成大学は、共同学科の収容定員の割合に応じ、共同教育課程を編成する共同学科を合わせて1の学部とみなしてその種類に応じ別表第三イ又はロの表を適用して得られる面積を按分した校舎面積を有しているか。それぞれの構成大学の収容定員の割合に応じて按分した校舎面積を有していない構成大学がある場合、共同教育課程を編成する共同学科に係る校舎面積は、それぞれの構成大学に置かれる共同学科を合わせて一の学部とみなして別表第三イ又はロの表により算定される面積の合計を超えており、かつ、教育研究に支障がないと認められるか。

## 6. その他

- ① 学生の在籍関係について、構成大学のうちいずれか一つの大学に本籍を置くこととしているか。
- ② 入学者選抜の際に、各入学志願者から本籍を置く大学についての希望を聴取し、入学者選抜の結果も合わせて勘案の上、それぞれの学生について本籍を置く大学の割り振りを行うこととなっているか。
- ③ あらかじめ構成大学間において、学長、理事長等の大学運営に責任を有する者の名義により協定を締結し、各大学ごとの収容定員、教員の配置、教育研究の内容、業務運営、経費の配分、学生に対する責任、授業料等の取扱い、共同実施の終了の際の手続きその他共同教育課程の編成及び実施のために必要な基本的な方針について取決めが行われているか。
- ④ 構成大学は、共同教育課程の編成及び実施に当たって、構成大学間の調整を図るため、協議会等を設けているか。協議の円滑な実施のため、協議会等は、各大学において権限を有する者あるいは学長、理事長等から必要な権限を委ねられている者により構成されているか。  
協議会等において、以下のような事項が明文化されているか。

### < 審議事項(例) >

- ・ 各大学において開設する授業科目及びこれに係る教員の配置など共同教育課程の編成及び実施に関する基本的事項
- ・ 大学院における研究指導教員の選定に係る事項
- ・ 入学者選抜の方針及び実施計画に関する事項
- ・ 学生の身分取扱い及び厚生補導に関する事項
- ・ 共同教育課程に係る成績評価の方針に関する事項
- ・ 学位審査委員会の設置に関する事項
- ・ 学位の授与及び課程修了の認定に関する事項
- ・ 共同教育課程に係る教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- ・ 予算に関する事項
- ・ その他共同教育課程の編成及び実施のために必要な事項

## 手引き(平成22年度改訂版)の主な改正点

### 1. 大学の名称変更に係る手続の変更

- ・学部等の設置認可申請を踏まえ、当該大学の名称を変更する場合の手続を簡略化

### 2. 共同設置の認可申請書・届出書(別記様式第1号)

- ・別記様式1号について、共同設置の認可申請及び届出の場合の「申請者の職名及び氏名」の欄は、当該大学のみ  
の記載

### 3. 基本計画書関係の修正

- ・「教員組織の概要」の欄について、募集停止を行った(次年度に募集停止を行う予定を含む)学部等については、記入不要
- ・電子ジャーナルについては、論文数ではなく契約数を記載
- ・補足資料について、設置認可申請(収容定員増除く)及び届出により学部等を設置する場合は、補足資料を添付
- ・「収容定員」の欄について、学年進行中の入学定員の減がある場合は、申請時点の収容定員を記載

### 4. 校地校舎等の図面

- ・校舎、運動場等の配置図について、当該申請学部が使用する校舎等を明確にするとともに、各キャンパスごとの校地、校舎面積を記入し、校地面積に算入している部分が分かるように記載

### 5. 設置の趣旨等を記載した書類

- ・キャリアガイダンスに関する記載を追加
- ・設定した収容定員と社会のニーズとの関連性を説明するとともに、学生確保の見通しについても記載
- ・実習先の確保の状況について、授業科目ごとの受入れ人数を明記

## **6. 教員名簿、教員個人調書等の氏名の記載**

- ・旧姓等の通称名を使用している場合は、( )書きで本名を併記

## **7. 教育研究業績書**

- ・「著書、学術論文等の名称」の欄について、査読付きの論文の場合は、題名の後に「査読付」と記載

## **8. 教員審査の省略について**

- ・過去に審議会において、審査を受けた授業科目がある教員の教員審査の省略について、文部科学省令第12号の記載と合わせる

## **9. 補正申請書類の提出書類**

- ・「審査意見の対応(概要)」について、書類の省略

## **10. 専任教員一覧(補正)の様式**

- ・専任教員一覧(補正)の様式について、「申請に係る大学等の職務に従事する週当たりの平均日数」欄を追加するなど、様式の一部を変更

# 認可申請，届出設置におけるPR活動・募集行為について

## ➤ PR活動

- ・説明会，ホームページ・新聞等により「認可申請中」等である旨の広報を行うことは可能
- ・認可申請中であること，大学等名称，募集人員等が予定であり変更があり得る旨明確に記載する

## ➤ 募集行為(募集要項の配布，出願受付等)及びそれに類する行為(指定校推薦の調整等)

※認可申請の場合は，認可後

※届出設置の場合は，原則届出後60日経過後

- ・届出後60日以内に法令に基づく措置命令の可能性があるため(それ以前に文部科学省ホームページに公表した場合を除く)
- ・大学設置分科会の運営委員会への事前相談で届出で設置が可能とされたものは，届出後から募集活動可能

※認可後等の学生募集は「平成22年度大学入学者選抜実施要項について」(H22.5通知予定)に従って実施

# 事務相談について

- ・事務相談可能日を参考にしながら、希望日の2週間前の週の月曜日の10:00から電話にて事務相談を受け付けます。
- ・当日使用する事務相談資料を来省の3営業日前までに送付ください。

- ・当日は文部科学省4Fの来省者控え室でお待ち頂き、時間になりましたら(内線2486)でご連絡の上、14Fの大学設置相談室にお越してください。
- ・控え室に備付きの「相談表」に必要事項を記入の上相談時に提出してください。「相談表」はHP上にも公開しています。

- ・来省人数は原則4名以下とし、その中には、事務方だけでなく、申請内容に関わっている中心となる教員も必ず来省するようにしてください。

# 寄附行為変更認可申請書類 作成上の留意点

文部科学省高等教育局私学部  
私学行政課法人係

平成22年3月3日

# 目次

1. 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の概要について
2. 標準設置経費及び標準経常経費について
3. 設置財源について
4. 審査基準の改正案について
5. 大学等の設置に係る寄附行為変更認可申請について
6. 設置計画変更協議について
7. 寄附行為変更の届出書類の作成について
8. 都道府県知事所轄の学校等の設置等に係る寄附行為変更認可申請について

# 1. 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の概要について

【大学新設・学校法人新設の場合】

校地・施設・設備に関する基準

校地・校舎として認められる土地・建物の扱いに関する基準、施設・設備に関する標準設置経費基準、それらに要する経費の財源に関する基準など

経営に必要な財産に関する基準

大学を設置する場合の経常経費に関する標準経常経費基準、それに要する財源に関する基準など

役員等に関する基準

理事及び監事、事務局長、事務組織等の管理運営面に関する基準など

ペナルティーに関する基準

過去に虚偽申請などの不正行為があった者に対しては、一定期間、寄附行為を認可しないこと等を定めた基準

【学部新增設・研究科新增設等の場合】

上記の基準を準用するほか、既存の大学等の管理運営状況、法人の負債率・負債償還率等に関する基準を適用。

## 2. 標準設置経費及び標準経常経費について

### (1) 標準設置経費について

大学等の設置に伴う校舎及び機械、器具等の整備に要する費用は、審査基準により、標準設置経費額を下回らないこととされている。

標準設置経費額とは、設置基準上の最低基準をベースに算定されており、大学等の設置に係る標準的な経費ではなく、最低限度の経費として示した額である。

なお、転共用できる施設・設備があれば、簿価により、標準設置経費を相殺することができる。

### 【算出式】

例えば、大学において、収容定員400人の学部を設置する場合

(単位:百万円)

区分 \ 学部の種類	人文科学関係 又は社会科学関係	自然科学関係	その他
施設の整備に要する経費	491 484	1,002 988	664 655
設備の整備に要する経費	36 35	717 707	141 139
合計	527 519	1,719 1,695	805 794

平成22年度審査において適用。

### (2) 標準経常経費について

大学等の設置に伴う開設年度の経常経費額については、審査基準に定める標準経常経費額を下回らないこととされている。

この開設年度の経常経費とは、学校法人会計基準に定める消費支出の総額をいう。

なお、標準経常経費額の算出については、以下の と の数式により得た金額の合計額である。

### 【算出式】

人件費 = 教員数(人) × 8,700(千円) + 職員数(人) × 6,200(千円)

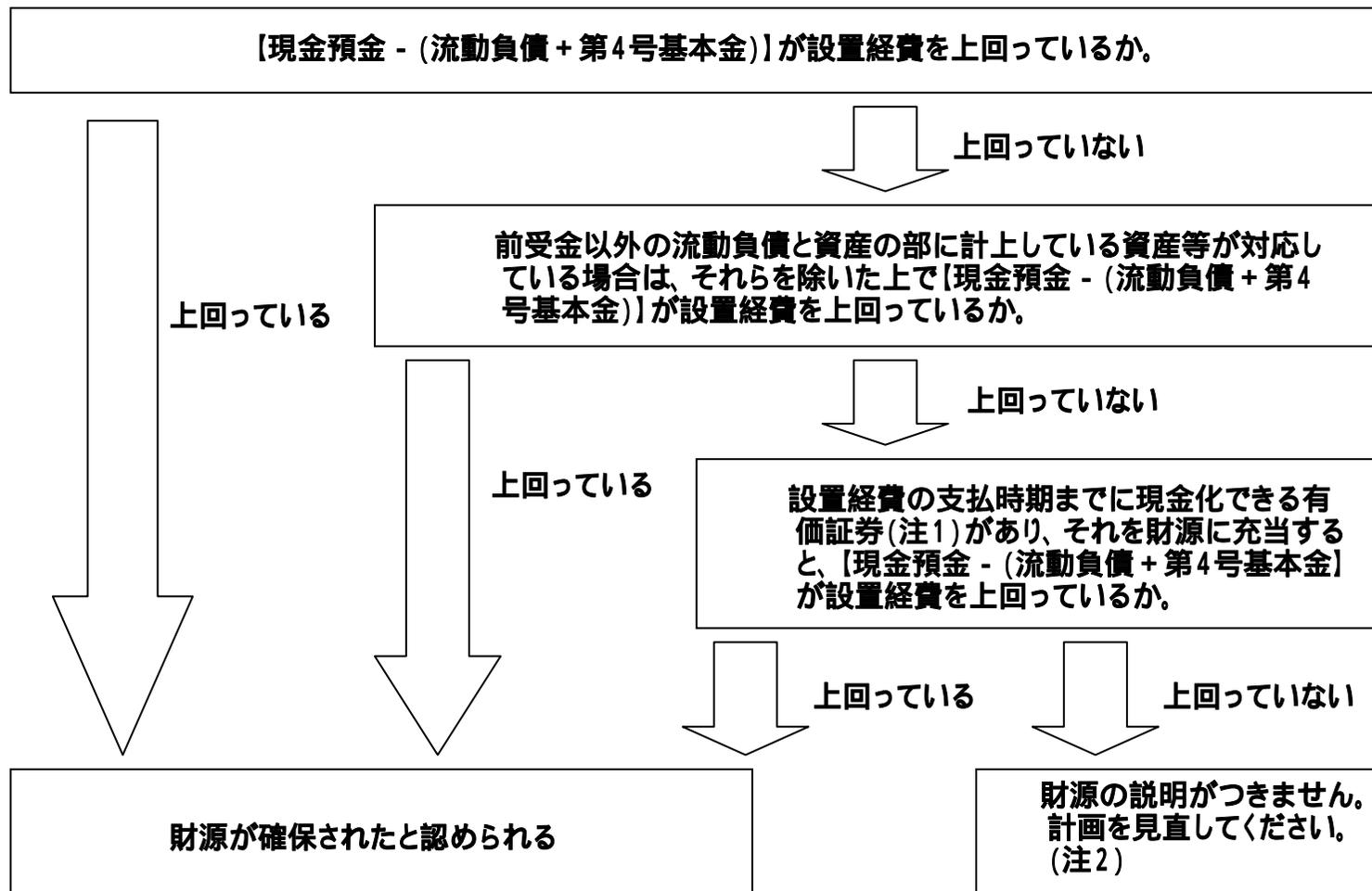
人件費以外の経常経費 = 人件費 × 1/2

平成22年度審査において適用。

### 3. 設置財源について

貸借対照表を基礎とする財源のフォローチャート

このフローチャートは、基本的な考えを示したものであるため、詳細は、私学行政課法人係に確認ください。



(注1) 審査基準第一の一の(十)のオに留意してください。

(注2) 第4号基本金に対応した資産や設置財源に充当できる特定資産を保有している場合の取扱いについてはご相談ください。

## 4 . 審査基準の改正案について

### 1. 趣旨

本改正は、近年の工事単価や消費者物価の状況を踏まえ、標準設置経費を改めるもの。

### 2. 内容

#### (1) 標準設置経費の改正

施設の整備に要する経費

近年の工事単価の状況を考慮し、約1.5%の増額改定を行う。

設備の整備に要する経費

近年の消費者物価の状況を考慮し、約1.4%の増額改定を行う。

「標準経常経費」は、改定しないこととする。

#### (2) 適用時期

改正後の審査基準は、平成23年度開設の審査から適用。

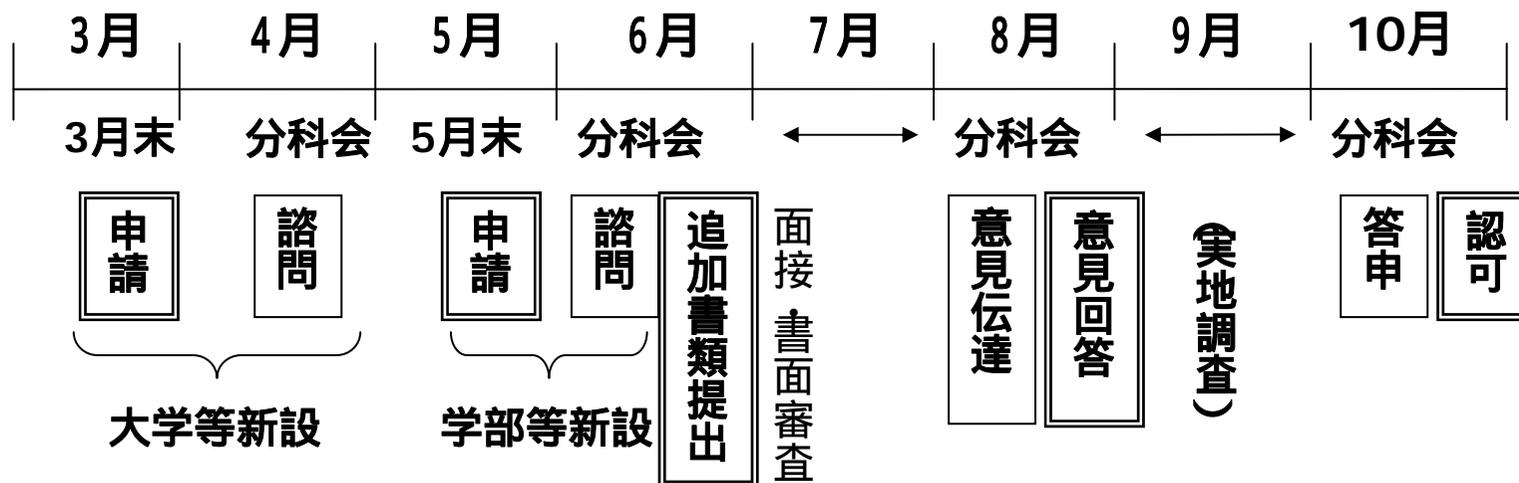
## 5. 大学等の設置に係る寄附行為変更認可申請について

### (1) 寄附行為(変更)認可申請時の提出書類について

大学等の設置に係る寄附行為(変更)認可申請書類については、私立大学等を設置する場合は、開設年度の前々年度の3月末と前年度の6月末の2回に分けて、私立大学に新たに学部等を設置する場合は、開設年度の前年度の5月末と6月末の2回に分けて、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年文部省告示第117号)に記載された書類を提出してください。

なお、書類の作成に当たっては、「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の手続きに関する手引き」をご活用ください。

#### 【一般的な審査スケジュール(学校法人分科会関係)】



## (2) 面接・書面審査時の提出書類について

寄附行為(変更)認可申請後、面接審査又は書面審査を行うこととなりますが、その際の参考として、主に以下の書類を事前に提出していただくこととなりますので、ご参考までにお知らせします。なお、詳細及び様式については、申請後、別途、お知らせいたします。

### 審査参考資料

- 1 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況  
( 大学・短期大学新設の場合には、申請者以外の第三者による学生確保の見通しについての調査結果の提出をお願いします。)
- 2 卒業後(修了後)の進路見通し及び申請者としての取組状況
- 3 学校法人実態調査表
- 4 理事長、理事及び監事の他の学校法人における兼任状況
- 5 役員・評議員の選任方法等
- 6 開設年度の4年前から開設前々年度までの貸借対照表及び消費収支計算書
- 7 公認会計士又は監査法人の監査状況
- 8 監事による監査報告書(私立学校法第37条第3項第3号)
- 9 開設前々年度の事業報告書(私立学校法第47条)
- 10 開設年度の前年度の事業計画(私立学校法第42条第1項第2号)
- 11 非常勤理事に対する学校法人の運営状況についての情報提供の状況
- 12 監事に対する学校法人の業務状況等についての報告状況
- 13 監事監査の支援・充実のための取組状況
- 14 学校法人の財務の公開状況等に関する調査表
- 15 開設前年度入学者に係る寄付金・学校債の募集状況
- 16 学校法人の管理運営等に係る留意事項等
- 17 財務比率表
- 18 基礎学部に係る教育研究条件等の現状(大学院等の設置に係る場合のみ)など  
記載いただく事項は変更することもあり得る。

理事会・評議員会の議事録(写)

開設年度の前々年度～直近までの理事会・評議員会議事録の写し(添付資料含む)

### (3) 実地調査時の提出書類について

面接・書面審査後、必要に応じて、実地調査を行う場合がありますが、その際、主に以下の書類を事前に提出していただくこととなりますので、ご参考までにお知らせします。なお、詳細及び様式については、申請後、別途、お知らせいたします。

#### 実地調査説明資料

- 1 実地調査出席者名簿 ( 必要に応じて、工事関係者や関係自治体の同席を求める。)
  - 2 面接・書面審査会の意見についての回答
  - 3 設置計画の履行状況
  - 4 契約書(見積書)等証憑書類一覧
  - 5 大学等の設置に要する経費及び開設年度の經常経費の財源の保有状況
  - 6 現物寄附の収納状況等一覧
  - 7 新設の大学等の校地、校舎の配置図及び校舎の平面図
  - 8 工事計画など
- 記載いただく事項は変更することもあり得る。

#### 実地調査会場に用意する書類等

- 1 寄附行為(変更)認可申請書(写)
  - 2 理事会、評議員会の議事録(原本)(開設年度の前々年度以降のもの)
  - 3 諸規程(現行又は作成案、一覧表を含む。)
  - 4 諸帳簿、証憑書類(通帳、総勘定元帳、契約書等の原本)  
( 寄附金を財源とする場合、寄附金専用の口座を開設し、寄附金の流れが明らかにすることが望ましい。)
  - 5 既設校の案内、学生募集要項、パンフレット
  - 6 寄付金を財源とする場合のみ関係資料など
- 用意いただく書類は変更することもあり得る。

## (4) 私立大学等の設置に係る寄附行為(変更)の審査について

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会では、審査基準に基づき、私立大学等の設置に係る寄附行為(変更)の審査を行っていますが、最近の審査で指摘された主な事項は以下のとおりです。

なお、これらの点については、学部の増設等を予定している法人か否かにかかわらず、今後の学校法人の管理運営の改善に活用ください。

### 1. 学生確保の見通しについて

- (1) 学生確保の見通しについて、法人としての取組状況はどうか。
- (2) 大学新設等の場合、申請者以外の第三者による学生確保の調査結果などの活用により、学生確保の見通しを十分に検討しているか、など。

### 2. 管理運営状況について

- (1) 理事会及び評議員会は、寄附行為に基づき、適切に運営されているか。  
(寄附行為変更に関する理事会・評議員会の開催順序が逆転していないか。)
- (2) 予算については、あらかじめ、評議員会の意見を聞いているか。  
(予算に関する理事会・評議員会の開催順序が逆転していないか。)
- (3) 決算については、理事会での決定後、評議員会に報告し、その意見を求めているか。  
(決算に関する理事会・評議員会の開催順序が逆転していないか。)
- (4) 役員及び評議員の選任方法に誤りはないか、など。  
(監事の就任後に、評議員会の同意を得ていることはないか。)

### 3. 事務処理状況について

- (1) 法令に基づく登記、届出等は適切に行われているか。  
(理事長の交代の場合、代表権の登記を2週間以内に行っているか。)
- (2) 資産総額変更登記は、2ヶ月以内に行われているか、など。  
(毎年5月末までに、資産総額変更登記を行っているか。)

### 4. 財務状況について

- (1) 教育研究経費が十分に確保された予算計画となっているか。
- (2) 学生生徒等納付金に対する経常的経費支出の割合は低くないか、など。

### 5. 設置経費、財源について

- (1) 寄付金を財源に充てる場合、寄附能力のない者の寄付金や、寄附者が借入金により調達した寄付金が含まれていないか。
- (2) また、設置資金の流れが明らかになるように、寄付金専用の口座を開設しているか、など。

### 6. その他

- (1) 既設校に定員超過、定員割れがないか。
- (2) 休止中の学校や収益事業等の今後の見通しはどうか、など。

## 寄附行為(変更)認可申請書の一部変更に係る書類の作成について

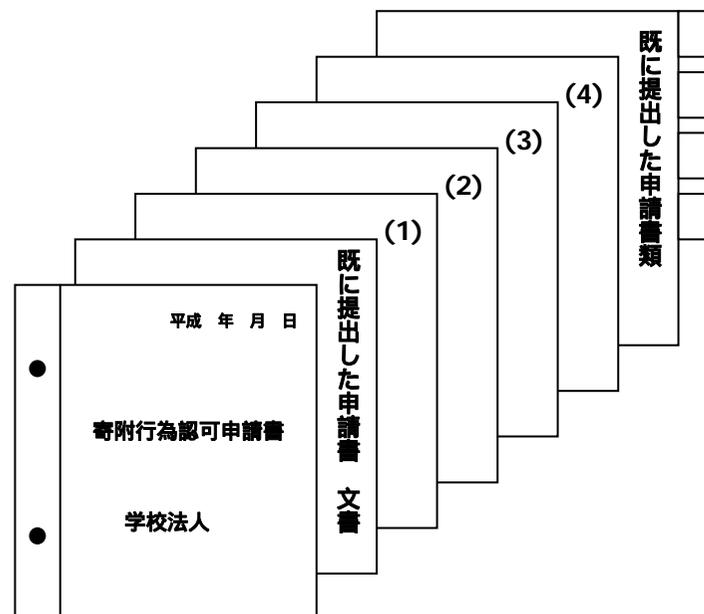
私立大学等の設置に係る寄附行為(変更)認可申請書類について、申請後、認可までの間に申請書類の内容等に修正が必要となった場合は、寄附行為(変更)認可申請書の一部変更の手続きが必要です。

寄附行為(変更)認可申請書の一部変更は、既に提出している申請書に追加及び差し替え(変更が生じた箇所の赤字修正及び当該箇所の差し替え)が必要です。

なお、役員の年齢の変更等、軽微な内容については、一部変更の手続きが必要としない場合がありますので、申請書類の内容等に修正が必要となった場合は、あらかじめ私学行政課法人係までご連絡ください。

### 【一部変更に係る提出書類】

- (1) 文書
- (2) 変更理由一覧
- (3) 新旧対照表
- (4) 既に提出した書類を朱書き訂正したもの
- (5) 黒字で訂正した差し替え用の書類



【一部変更に係る書類の編纂例】

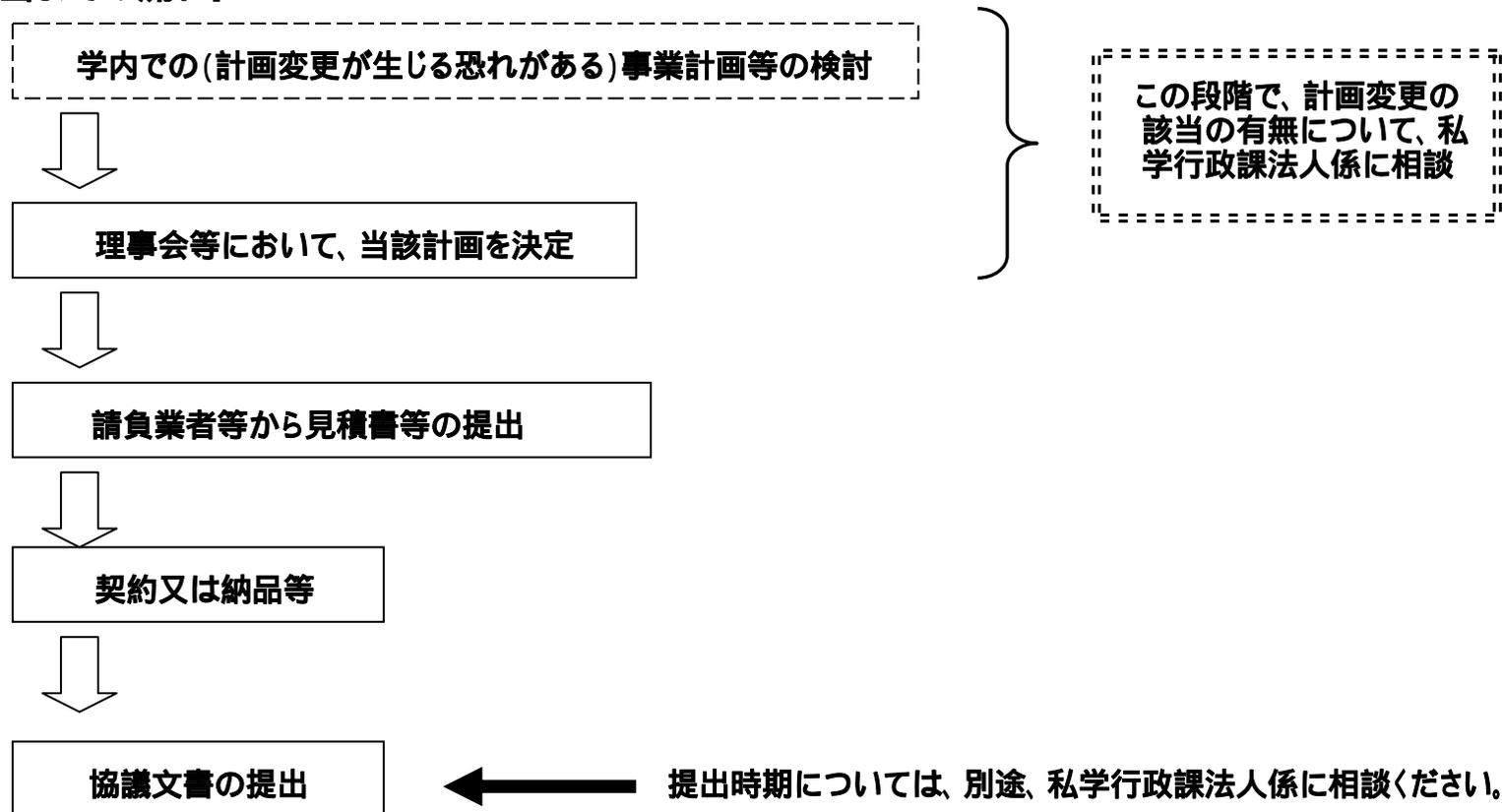
## 6. 設置計画変更協議について

認可時における私立大学等の設置計画に変更の恐れがある場合については、その構想段階で、あらかじめ私学行政課法人係に協議してください。

協議の結果、設置計画の変更と判断された場合には、当該計画が確定後に必要書類を作成の上、提出ください。提出時期等については、私学部私学行政課法人係に別途相談してください。

事前に協議なく設置計画を変更し実施した場合には、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会において、その対応を審議することになりますので、ご注意ください。

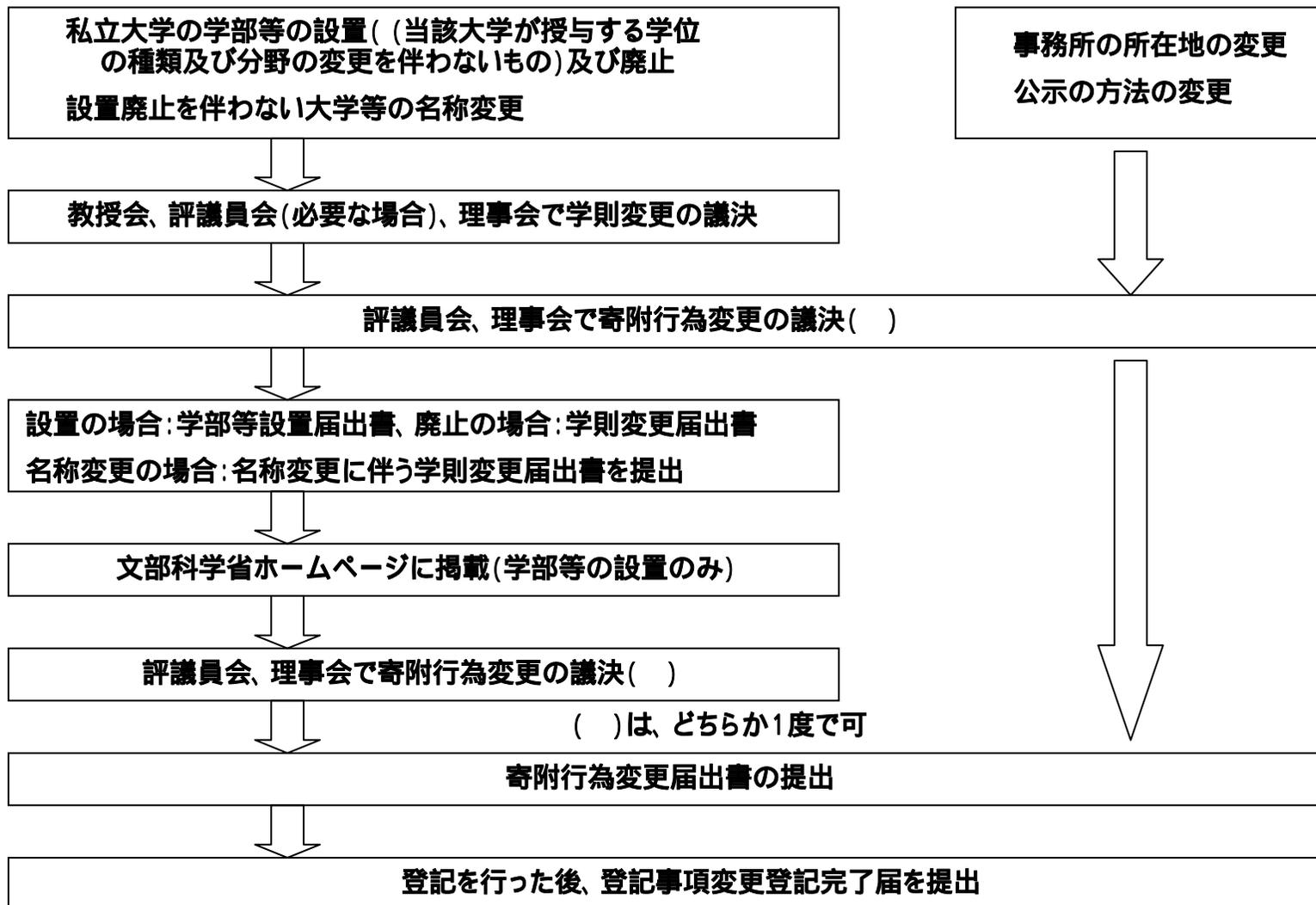
### 【提出までの流れ】



# 7. 寄附行為変更の届出書類の作成について

私立大学の学部等の設置(当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの)等に係る寄附行為変更の届出書類については、いずれの場合についても、理事会等で寄附行為変更の議決を経た後に、遺漏のないよう文部科学省に届け出てください。

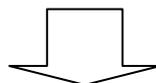
【提出までの流れ】



## 8. 都道府県知事所轄の学校等の設置等に係る寄附行為変更認可申請について

### (1) 都道府県知事所轄の学校等の設置について

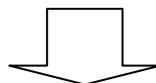
新たに都道府県知事所轄の私立学校, 私立専修学校又は私立各種学校を設置  
都道府県知事所轄の私立学校又は私立専修学校に新たに課程等を設置



寄附行為変更認可申請書類を都道府県に提出し, 都道府県知事から文部科学大臣へ進達

### (2) 都道府県知事所轄の学校等の廃止について

従来設置していた都道府県知事所轄の私立学校, 私立専修学校又は私立各種学校を廃止  
設置している都道府県知事所轄の私立学校又は私立専修学校の課程等を廃止



寄附行為変更認可申請書類を都道府県に提出し, 都道府県知事から文部科学大臣へ進達

### (3) 申請書類の作成等について

申請書類の作成に当たっては, 「私立学校法施行規則(昭和25年文部省令第12号)」, 「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等(平成6年文部省告示第117号)」を参照いただきたい。

特に, 22年4月開設を予定している場合などは, 都道府県と相談の上, 手続きに遺漏のないようお願いしたい。